

平成 2 2 年  
監査結果に基づき知事等が講じた措置  
(第 2 回)

東京都監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成22年各会計定例監査、平成21年度決算審査(各会計歳入歳出及び公営企業各会計)、平成21年行政監査(都立学校の経営について、水道事業における監理団体への業務委託について、東京港臨海地域における公の施設の管理運営について)、平成21年財政援助団体等監査、平成21年各会計定例監査、平成20年度決算審査(各会計歳入歳出)、平成20年行政監査(庁舎の管理(安全対策と環境対策を中心として)について)、平成20年財政援助団体等監査及び平成18年行政監査(病院における収入管理について)の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので公表する。

平成22年11月30日

東京都監査委員	大	塚	たかあき
同	遠	藤	衛
同	三	栖	賢 治
同	筆	谷	勇
同	金	子	庸 子

# 目 次

第1 報告の概要 .....	1
第2 報告の内容	
平成22年各会計定例監査 .....	2
平成21年度決算審査（各会計歳入歳出） .....	17
平成21年度決算審査（公営企業各会計） .....	18
平成21年行政監査（都立学校の経営について） .....	19
平成21年行政監査（水道事業における監理団体への業務委託について） .....	33
平成21年行政監査（東京港臨海地域における公の施設の管理運営について） .....	34
平成21年財政援助団体等監査 .....	41
平成21年各会計定例監査 .....	45
平成20年度決算審査（各会計歳入歳出） .....	48
平成20年行政監査（庁舎の管理（安全対策と環境対策を中心として）について） .....	49
平成20年財政援助団体等監査 .....	50
平成18年行政監査（病院における収入管理について） .....	51

# 第1 報告の概要

各監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、表1のとおり、執行機関から通知があった。今回、通知を受けた件数は118件(指摘:105件、意見・要望:13件)であり、残る123件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検討中となっている。

(表1) 講じた措置の件数

区分	監査実施期間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善中 A-(B+C)
平成22年 各会計定例監査 (平成21年度執行分)	平成22.1.14 ~平成22.9.2	指摘	74	-	33	41
		意見・要望	4	-	0	4
		計	78	-	33	45
平成21年度 決算審査 (各会計歳入歳出)	平成22.7.14 ~平成22.9.2	指摘	11	-	7	4
		意見・要望	-	-	-	-
		計	11	-	7	4
平成21年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成22.6.1 ~平成22.9.2	指摘	4	-	3	1
		意見・要望	-	-	-	-
		計	4	-	3	1
平成21年 行政監査 (都立学校の経営について)	平成21.9.15 ~平成22.2.3	指摘	65	6	35	24
		意見・要望	-	-	-	-
		計	65	6	35	24
平成21年 行政監査 (水道事業における監理団体への業務委託について)	平成21.10.1 ~平成22.2.3	指摘	35	33	2	0
		意見・要望	-	-	-	-
		計	35	33	2	0
平成21年 行政監査 (東京港臨海地域における公の施設の管理運営について)	平成21.9.14 ~平成22.2.3	指摘	20	12	5	3
		意見・要望	14	2	10	2
		計	34	14	15	5
平成21年 工事監査	平成21.1.19 ~平成22.1.13	指摘	33	32	0	1
		意見・要望	2	2	-	-
		計	35	34	0	1
平成21年 財政援助団体等監査	平成21.9.4 ~平成22.1.20	指摘	38	27	8	3
		意見・要望	3	1	0	2
		計	41	28	8	5
平成21年 各会計定例監査 (平成20年度執行分)	平成21.1.16 ~平成21.8.28	指摘	125	98	8	19
		意見・要望	10	4	1	5
		計	135	102	9	24
平成20年度 決算審査 (各会計歳入歳出)	平成21.7.16 ~平成21.8.28	指摘	15	12	1	2
		意見・要望	1	1	-	-
		計	16	13	1	2
平成20年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成21.6.1 ~平成21.8.28	指摘	3	2	0	1
		意見・要望	-	-	-	-
		計	3	2	0	1
平成20年 行政監査 (庁舎の管理(安全対策と環境対策を中心として)について)	平成20.9.24 ~平成21.2.4	指摘	96	95	1	0
		意見・要望	30	29	1	0
		計	126	124	2	0
平成20年 財政援助団体等監査	平成20.9.17 ~平成21.1.21	指摘	65	62	1	2
		意見・要望	9	6	1	2
		計	74	68	2	4
平成20年 各会計定例監査 (平成19年度執行分)	平成20.1.17 ~平成20.9.5	指摘	103	101	0	2
		意見・要望	6	5	0	1
		計	109	106	0	3
平成19年 行政監査 (指定管理者制度による公の施設の管理について)	平成19.9.26 ~平成20.1.31	指摘	36	36	-	-
		意見・要望	4	1	0	3
		計	40	37	0	3
平成18年 行政監査 (病院における収入管理について)	平成18.9.6 ~平成19.1.17	指摘	29	28	1	0
		意見・要望	-	-	-	-
		計	29	28	1	0
平成16年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成17.6.3 ~平成17.9.7	指摘	11	10	0	1
		意見・要望	-	-	-	-
		計	11	10	0	1
合 計		指摘	763	554	105	104
		意見・要望	83	51	13	19
		計	846	605	118	123

(注) 件数については、一つの指摘が複数の局(団体)にある場合、局(団体)ごとに件数を数えている。

## 第2 報告の内容

### 〔平成22年各会計定例監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
主税局	固定資産税・都市計画税の課税を適正に行うべきもの	<p>墨田都税事務所は、Aが所有する土地56.06㎡に住宅が存在するとして住宅用地と認定しているが、平成19年9月から住宅は滅失している。</p> <p>しかしながら、所は、住宅の滅失後も家屋について課税するとともに、土地については、非住宅用地として課税すべきであるにもかかわらず、小規模住宅用地として軽減措置を適用している。</p> <p>この結果、平成20年度及び平成21年度について、家屋は2万4,276円の課税超過、土地は23万1,328円の課税不足となっている。</p>	<p>現地調査を行うとともに、家屋所有者から家屋滅失届書の提出を受けた上で、平成20年度から平成21年度分について、平成22年4月30日に価格等修正決定を行い、同日、価格等修正通知書を納税者あてに送付した。また、平成22年5月10日に賦課決定を行い、同日、決定通知書を納税者あてに送付した。</p>
主税局	納税義務の同時消滅を適切に行うべきもの	<p>文京都税事務所における事務処理について見たところ、法人事業税・法人都民税計73万6,300円を滞納しているBについて、局の通知で定める要件を証する法人の解散登記などの書類を備えず、その事実を確認できないまま、同時消滅を行っていることは適切でない。</p>	<p>平成22年5月20日に現地調査したところ、現地事務所が既に存在しないことを確認した。</p> <p>その後平成22年9月8日に関係者より廃業の事実を確認した。</p> <p>執行停止の処理については、所内において、6月に徴収課全職員を対象に説明会を実施し、周知した。</p> <p>また、徴収部においては、平成22年8月2日付改正通達「滞納処分の執行停止について(通達)」により、法人の廃業の定義を明記し、都税事務所へ適切な処理を行うよう周知した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
環境局	排水処理施設の運転業務委託を適切に行うべきもの	<p>廃棄物対策部は、中央防波堤埋立処分場から浸出する汚水について、排水処理場において浄化処理が行われたうえでなければ、公共下水道に放流することができないことから、第一排水処理場及び第三排水処理場を設置し、その運転業務を委託している。</p> <p>ところで、委託契約を見たところ、肉厚測定を行うべき箇所及び時期について、仕様書等に詳細な規定がない、すべての硫酸貯留槽（第一排水処理場2台及び第三排水処理場4台）について、肉厚測定が行われていない、第一排水処理場の硫酸移送配管について、肉厚測定が行われていないなど複数の問題点が認められた。</p>	<p>平成22年5月28日、「薬品タンク等保守管理業務手順」を決定し、硫酸貯留槽及び硫酸移送配管の肉厚測定に係る箇所、その評価及び測定時期等について、仕様に明記することとし、同年6月1日から施行している。これに基づき、受託事業者に対し、本業務手順に基づき、適切な測定を行うよう指導していく。</p> <p>硫酸貯留槽及び硫酸移送配管の肉厚測定については、緊急点検として、平成22年4月22日、27日及び5月1日、測定を実施した。その結果、すべての測定箇所において減肉率は25%未満であり、漏洩などの異常がないことを確認した。</p> <p>さらに、平成22年6月に実施した本業務手順に基づく肉厚測定においても、減肉率は基準内であり、異常が認められなかった。</p>
病院経営本部	未収金の減少に向け、実効性のある対策を講じるべきもの	<p>本部は、診療報酬収入について、未収金の早期回収等、事務の円滑化を図るために東京都病院経営本部診療未収金管理要領を定め、この中で、個人未収金の管理、納入催告、督促状発行、出張整理などの手続等を定めている。</p> <p>しかしながら、旧八王子小児病院（平成22年3月閉院）の個人未収金の管理状況等について見たところ、出張整理を行っていないものが多数認められた。</p>	<p>出張整理を行うべき20件について、出張整理を実施している。</p> <p>今後、小児総合医療センターに通院している患者分については小児総合医療センターで、それ以外については本部で、適切に徴収業務を行う。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	職務住宅（借上）の運用を効率的に行うべきもの	<p>経営企画部は、駒込病院の研修医の職務住宅として、病院と入居予定数等を調整のうえ、民間の賃貸住宅を借り上げているが、平成21年度の利用状況について見たところ、Aについては6月から利用されていない状況が認められた。</p> <p>職務住宅（借上）は、入居者数に関わらず、契約戸数分の賃借料を支払う必要があり、効率的でない利用状況が継続しているながら、契約戸数を見直すなど措置を講じていないのは適切でない。</p>	<p>該当する職務住宅（借上）の契約を解除することとし、平成22年7月29日に「賃貸借契約の解約申入書」を貸主に対して提出するなど、契約の解除に必要な手続きを行った。</p> <p>今後も職務住宅（借上）の運用を効率的に行っていく。</p>
病院経営本部	数量概算契約に係る積算を適正に行うべきもの	<p>サービス推進部において、「アルフェンス外417点の購入（数量概算契約）」契約（推定総金額：1億4,545万7,878円、契約期間：平成21年10月1日から平成22年3月31日まで）の積算について見たところ、「シュアプラグ輸液セット」の単価（契約目途額）を2万8,600円と予定していたところ、誤って28万6,000円としたため、同セットは単価3万2,000円で契約されていることが認められた。</p> <p>契約金額は適正な積算金額を上回っており、積算単価が契約単価となったとして積算すれば、3,400円低価となり、購入実績数から見ると12万2,400円が過大支出となり適正でない。</p>	<p>桁ズレ防止、異常単価設定防止対策（積算ファイル（エクセル）に関数を設定）を行い、改善を行った。</p>
中央卸売市場	施設の使用料の徴収を適正に行うべきもの	<p>大田市場において、関連事業者であるAが経営するガソリンスタンド（敷地面積 742.3㎡）について見たところ、Aは、都の所有している事務室等を使用しているが、市場は、使用指定にあたって「その他の施設使用料・市場用地及び屋上使用料（以下「市場用地使用料」という。）」の種別を適用し、使用料を徴収している。</p> <p>しかしながら、中央卸売市場条例では、「市場用地使用料」は使用者が所有する建物又は工作物の敷地を使用させる場合に適用する種別であり、都の所有する事務室等を使用する場合には、「事務室使用料」等の種別で徴収するとしていることから、「市場用地使用料」の種別を適用して使用料を徴収することは適正でない。</p>	<p>大田市場のガソリンスタンドについては、「市場用地使用料」の種別を適用することを改め、「事務室使用料」等の種別を適用し、適正に使用料を徴収することとした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	総価契約により工事を行うべきもの	<p>第三建設事務所は、住民の要望に基づき、道路橋梁維持工事（中野工区その1）単価契約（発注限度額：2,700万円、契約期間：平成21.4.1～平成21.10.31）の中で、4件の工事を行って、環状七号線のガードレールを改修している。</p> <p>しかしながら、住民の要望内容から改修を要する範囲はあらかじめ定まっており、1件の工事として実施できるものである。この場合、工事金額（4件の工事金額の計）が659万余円となり、単価契約の指示限度額400万円を超えていることから、総価契約として改修すべきである。</p>	<p>所は、補修課・管理工区担当者会議（平成22年4月26日開催）において、局が定めた「道路維持関係（単価契約）実施要領・手引き」の遵守を周知徹底するとともに、執行に当たり、所は、事前協議の項目を設定し、チェック体制を強化した。</p>
建設局	単価契約工事に係る指示を適切に行うべきもの	<p>第六建設事務所において、平成20年度に実施した工事を平成21年度に実施したものととして、平成21年度の道路維持工事（足立東工区（1））（発注限度額：2,750万円、契約期間：平成21.4.1～平成21.9.6）によって工事費を支払っている事例が見受けられた。</p> <p>これらは、所が、単価契約工事に係る指示について、指示内容を指示記録簿に記載しないまま受託者に指示するなど、所定の手続を経ずに、施工が行われていることによるものであり適切でない。</p>	<p>平成22年5月14日補修課係長・工区長会議において関係係長へ、平成22年5月24日補修課担当者会議において関係担当者へ、監査指摘の内容について説明し、「指示決定の流れ」及び「指示記録簿」について、「道路維持関係（単価契約）運用の手引き」を提示するとともに、指示する際には、指示記録簿を必ず記載すること、請負業者から提出される施工内容確認申請書について指示通りの内容となっているか、工区担当者、工区長の複数人によるチェックの徹底を行うことを周知した。</p>
建設局	リース機器の選定を適切に行うべきもの	<p>総務部が、都の事務用情報通信ネットワークのために借り入れるネットワーク機器（以下、ハブ等という。）について、都の推奨基準に基づきハブの性能を定めるべきところ、基準を上回る性能のハブ等を借り入れたことにより、約527万円の不経済支出が発生している。</p>	<p>次期ネットワーク機器の更新の際には、建設局情報セキュリティ委員会等において、必要性の検討や意思決定を明確に行い、より適切な契約を行っていく。</p>



対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
東京消防庁	履行確認を適正に行うべきもの	<p>装備部では、航空隊システムを登載したパーソナルコンピュータ装置ほか6点の賃借について、Aと契約締結している(契約金額:63万2,100円、借入期間:平成21年8月1日~同年9月30日)。</p> <p>当該契約では、賃借期間終了後、中央処理装置内の全データを消去すること、データ消去作業内容を証明する書類を別に指示する日までに提出することとなっているが、の作業が一切行われていないまま、監査日(平成22.2.4)現在、未だ航空隊内に保管されているにもかかわらず、履行完了として平成21年11月19日に契約金額を支払っていることが認められた。</p>	<p>平成22年2月5日に賃借物件の撤去及びデータ消去の指示等に関する指示書を契約業者に対して交付し、賃借物件の撤去、職員の立ち会いのもとデータ消去を確認したのち、2月17日に履行を確認した。</p> <p>また、装備部航空隊では、2月23日付通達により、所属職員に対し指摘内容等を周知するとともに、検査確認行為を徹底したうえで支払行為に移行する等、再発防止を図った。</p>
交通局	使用許可に伴う店舗設置場所の調査を適切に行うべきもの	<p>資産運用部では、都営地下鉄構内の店舗の設置許可に際して、電車部や建設工務部など関係各部に調査を依頼し、問題がない場合において、店舗の設置を許可している。</p> <p>ところで、建設工務部は、地下鉄駅構内の防火シャッター等の点検を「地下鉄駅防火戸・防火シャッター等定期点検保守委託」契約(契約金額:472万5,000円、契約期間:平成21.7.16~平成22.3.12)により実施しているが、点検報告書を見ると、三田線芝公園駅構内の一部の防煙防火シャッターについて、シャッターの点検口の下に設置された店舗が障害となっていることから、平成21年10月に行った定期点検では、点検を実施できず、平成22年3月に再度、該当箇所を点検している。</p> <p>本来は、定期点検の際に支障なく点検を実施できなければならないものであり、店舗が支障となっているのは適切ではない。</p>	<p>資産運用部では、当該指摘場所について、関係者と協議のうえ、平成22年7月に点検口真下の店舗側天井を開く改修工事を行い、防煙防火シャッターの点検が支障なく実施できるよう是正した。</p> <p>また、建設工務部では、店舗設置場所の照会を受けた際、チェックリストを活用した調査を行い、設置場所における支障の有無等について調査漏れを防止するよう改善し、工務事務所等関係部所に対し、事務連絡により周知を図った。</p> <p>今後、関係各部との連携を強化し、店舗の設置後、写真確認に加えて、現地での確認を実施する。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
交通局	防煙防火シャッターの点検を適切に行うべきもの	<p>建設工務部は、東京都火災予防条例等に基づき、すべての駅の防煙防火シャッターの点検を、「地下鉄駅防火戸・防火シャッター等定期点検委託」契約（契約金額：472万5,000円 契約期間：平成21.7.16～平成22.3.12）により、6ヶ月に1回、定期的を実施している。</p> <p>しかしながら、点検報告書を見たところ、都営浅草線日本橋駅のD1・D4出入口にある排煙装置が作動した際に閉鎖するシャッターの点検を、平成18年3月を最後に監査日現在（平成22.5.14）まで、実施していなかった。これは、部が、点検の都度、点検報告書の提出を受けていたにもかかわらず、未点検箇所を見落とし、委託業者に対して適切な指示をしなかったことによるものである。</p>	<p>平成22年度の契約（平成22年7月16日契約）から点検漏れを防止するため、下記のとおり受託者及び保全監督員に対し徹底させた。</p> <p>特記仕様書を改訂し点検不能な場合は、作業報告書に記載し速やかに保全監督員に報告すること</p> <p>第一回点検終了後に受託者より保全監督員へ中間報告を実施すること</p> <p>中間報告及び完了検査時に受託者より保全監督員へ不具合箇所及び点検不能箇所一覧表を提出すること</p>
交通局	都営バスに係る管内事故速報等の作成と掲示を適切に行うべきもの	<p>巣鴨自動車営業所ほか3所においては、管内で発生した事故に関する事故速報等の作成と掲示を行っていない。また、江戸川自動車営業所ほか1所においては、自動車部が乗務員指導計画において、事故速報等の作成方法についてまで指示をしていないために、事故速報等の作成を行っているものの、図面が記載されていないなどわかりにくいものとなっている。</p>	<p>平成22年9月の事務連絡で各営業所長に対し、重大事故以外の事故発生時の事故速報・事故警報の作成方法及び様式を通知するとともに、同月に開催された統括運行管理者会議、自動車部安全対策会議、安全主任会議で、各営業所長及び担当者に対し、事故速報等の作成及び様式についての周知徹底と再発防止を図った。</p> <p>また、各自動車営業所では、事務連絡に基づく事故速報及び事故警報を作成し、再発防止を徹底した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	賠償金請求に係る調定事務を適切に行うべきもの	<p>多摩水道改革推進本部は、検針等業務委託の受託者が、水道メータの指針を読み間違えた場合など（以下「誤点検等」という。）には、受託者に対して損害に係る賠償金を請求している。</p> <p>しかしながら、次のとおり、適切でない事例が認められた。</p> <p>ア 誤点検等に係る賠償金の債権に係る調定は、誤点検発生の都度、行うべきものであるが、本部は、権限者による意思決定も行わないまま、平成20年度は四半期分を、平成21年度については1か月分をまとめて特例調定を行っている。</p> <p>イ 本部は、前月に発生した賠償金請求分について翌月以降に調定を行うとしているが、調定までに概ね4か月程度を要している。しかしながら、事務処理手順を見直せば、誤点検の発生月内に内容審査を終了することが可能であり、翌月当初には、遅滞なく調定を行うことができる。</p>	賠償金請求に係る調定事務について、原則発生月の翌月に調定できるよう見直すこととし、平成22年7月23日付けで関係部署に対して事務処理の見直し事項を通知し、事務処理の改善を図った。
水道局	検定有効期限満了メータの引換えができなかった事例について適正に処理すべきもの	<p>検定有効期限満了（以下「検満」という。）メータでは、適正に使用水量を計量できないことから、各支所では、局が契約している業者に検満メータの引換えを発注している。</p> <p>ところで、西部支所において、検満メータの引換えができなかったものについて、その処理経過を確認したところ、監査日（平成22.1.20及び平成22.2.1）現在、長期にわたり水道使用者と折衝を行っていないものが認められた。</p> <p>検満メータでは適正に使用水量を計量できないことから、検満メータの引換えに向けて水道使用者と折衝を重ねるべきであるが、それをせず引き換えていないことは適正でない。</p>	<p>給水部は、事務取扱に則った処理を徹底するよう、全支所に周知を図った。</p> <p>また、全支所において、未施工有効期限満了メータについて、折衝状況等を管理することを目的に、メータの引換えができない理由や折衝経過、施工見込みなどを記入する「有効期限切れメータ状況表」等を新たに作成することとし、同表について、給水部に適宜報告を行うこととした。</p> <p>なお、西部支所は、指摘48件のうち47件の引換えを完了した。残り1件については、引き続き引換えに向け、お客さまとの折衝を重ねている。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	検定有効期限満了メータの引換えができなかった事例について適正に処理すべきもの	<p>検満メータでは、適正に使用水量を計量できないことから、各支所では、局が契約している業者に検満メータの引換えを発注している。</p> <p>ところで、南部第一支所において、検満メータの引換えができなかったものについて、その処理経過を確認したところ、監査日（平成22.1.20及び平成22.2.1）現在、長期にわたり水道使用者と折衝を行っていないものが認められた。</p>	<p>給水部は、事務取扱に則った処理を徹底するよう、全支所に周知を図った。</p> <p>また、全支所において、未施工有効期限満了メータについて、折衝状況等を管理することを目的に、メータの引換えができない理由や折衝経過、施工見込みなどを記入する「有効期限切れメータ状況表」等を新たに作成することとし、同表について、給水部に適宜報告を行うこととした。</p> <p>なお、南部第一支所は、指摘2件について、引き続き引換えに向け、お客さまとの折衝を重ねている。</p>
下水道局	下水道料金の算定を適切に行うべきもの	<p>東部第二下水道事務所における工事湧水（場所：葛飾区四つ木2-19、一時使用期間：平成20年7月28日から平成21年12月18日、使用者：A）に伴う下水道の一時使用の料金算定について見たところ、料金算定の根拠となる「汚水排出量調査票」が作成されておらず、Aから毎月提出される報告書の数値を基に料金を算定していること、Aから提出された一時使用の廃止届では、使用廃止日を平成21年12月18日としているにもかかわらず、Aからの廃止届を事後の平成22年1月5日に受領しているため、所による正確な廃止日の確認ができていないことなどが認められた。</p>	<p>指摘された事項について、平成22年5月13日に開催した料金徴収部門拡大会議において、全ての案件について汚水排出量調査票を作成し記録を残すとともに、使用廃止後は使用者に廃止届を遅滞なく提出するよう周知徹底した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
下水道局	下水道料金の算定を適切に行うべきもの	<p>西部第二下水道事務所では、所管内の使用者Bが所有する汚泥脱水施設から排出される汚水の料金算定（直近10カ月（平成21.2.14～平成21.12.14）分の汚水排出量：14,242m<sup>3</sup>、下水道料金：492万3,123円）を行っている。</p> <p>この内容について見たところ、Bから2カ月ごとにFAXにより報告された搬入汚泥量のみで認定していたこと、平成元年に算定された処理汚水発生率0.936m<sup>3</sup>/tを約20年間変動がないとして、実地検査等も行わずに料金算定を行っていたこと、当該施設が使用中であるかの確認を行っていないことなどが認められた。</p>	<p>当該事業所と平成22年3月24日に覚書を締結し、以下のとおり改善した。</p> <p>搬入汚泥量の報告について、FAXでなく、汚泥搬入表に使用者の所在地、名称、代表者名を記載し、代表取締役印を押印した上で提出させることとした。</p> <p>処理汚水算出方法を、汚泥を含んだ搬入汚水量から脱水後の搬出汚泥量を減じた実数値に改め、搬入汚泥量と搬出汚泥量の整合性について、上半期に現場確認するものとした。</p> <p>施設変更のチェックについては下半期に現場で行うものとし、さらに業務内容等に変更があった場合には随時現場確認を行うものとした。</p>
下水道局	汚水ます嵩上げ工事費について、区に負担させるべきもの	<p>世田谷区は、三軒茶屋二丁目30番に設置している遊歩道を再整備するに当たり、都が設置した遊歩道内の6箇所の汚水ますについて、改修工事（嵩上げ工事）の施工を南部下水道事務所に依頼している。所では、これを受けて、管きよ維持補修工事契約により、嵩上げ工事を行い、工事代金36万7,920円を支払っている。</p> <p>しかしながら、同地は、蛇崩川幹線上部（下水道局用地）を区に昭和50年12月に使用承認し、これを5年ごとに自動更新してきた土地であり、使用承認条件として「人孔、汚水ます等を嵩上げする場合には、局と協議し区の負担において施行すること。」とされていることから、工事費用は区が負担すべきである。</p>	<p>工事代金について、世田谷区に対し平成22年3月12日付で納入通知書を作成し同年4月5日付で当局に振り込まれたことを確認した。</p> <p>平成22年5月21日に開催した管路施設拡大課長会において、同様の案件については使用承認条件に基づき事務処理を適正に行うよう周知徹底した。</p>
教育庁	土壌調査を適切に実施すべきもの	<p>都立学校教育部は、武蔵野北高等学校改修工事に伴う土壌調査委託を実施している。</p> <p>この調査委託について見たところ、第二回調査委託及び第三回調査委託において、調査箇所が土壌調査で9箇所、土壌ガス調査で6箇所重複していた。このため、第三回調査委託における契約単価により試算したところ、24万1,500円の過大支出となっている。</p>	<p>複数回に分けて調査委託等を実施する場合、調査ごとの実施場所を十分調査・把握し、重複する契約にならないよう、複数名での確認をするなど、東京都契約事務規則に基づき、適切に検査等を実施するよう契約所管課において徹底する。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	教職員住宅改修工事契約に係る契約手続を適正に行うべきもの	<p>大島出張所は、平成21年12月から翌年2月にかけての3か月間で、利島の「東山住宅3号棟給水管及びガス管改修工事」について、随意契約を3件締結して行っている。</p> <p>当該工事は、全12戸を3分割し、4戸ごとに同一内容の工事契約を締結（3契約とも、同一の3業者から同一内容の見積書を徴取）して行っている。</p> <p>しかしながら、当該工事案件は、本来は1件の契約として、予定価格が250万円を超えることから希望制指名競争入札で行うべきものであり、個別の随意契約により行っているのは適正でない。</p>	<p>平成22年7月2日に教職員住宅事務担当者連絡会議を開催し、適正な契約手続の実行について指導した。また、今後は、東京都契約事務規則に即した契約の適正化を図っていく。</p>
教育庁	積立金が不足している場合の支出管理を適切に行うべきもの	<p>八潮高等学校で、積立金の管理について見たところ、平成21年度末で2人の生徒が長期滞納でかつ積立金不足の状況となっていた。これは、当該生徒が積立金不足でありながら、2年次の修学旅行に参加したことによるものである。</p> <p>学校は、当該生徒に対して、積立金の納付を求める通知を出しているものの、支払いがない場合は、学校行事への参加は見合わせてもらう等の告知をしておらず、学校行事への参加の承認や教材の配布を続けている。</p> <p>学校は、積立金が不足している場合の支出管理を適切に行われたい。</p>	<p>八潮高等学校には積立金が不足している生徒の執行を停止するよう指導した。また、指摘生徒に対しては、学校から督促を行った結果、残高不足は解消されている。</p> <p>なお、都立学校教育部は、平成22年4月14日付22教学高第96号「学校徴収金の取扱いについて（通知）」に基づき、積立金が不足している生徒の執行を停止するよう指導しているが、平成22年7月8日実施の一般実務研修「学校徴収金の実務」にて改めて都立高等学校全体に周知徹底した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	積立金が不足している場合の支出管理を適切に行うべきもの	<p>南平高等学校の生徒1人については、積立金が未納であるにもかかわらず、芸術鑑賞教室など積立金による経費支出がなされているため、年度末現在において、積立不足が生じている。</p> <p>学校は、当該生徒に対して、積立金の納付を求める通知を出しているものの、支払いがない場合は、学校行事への参加は見合わせてもらう等の告知をしておらず、芸術鑑賞教室等の学校行事への参加の承認や教材の配布を続けている。</p> <p>学校は、積立金が不足している場合の支出管理を適切に行われたい。</p>	<p>南平高等学校には積立金が不足している生徒の執行を停止するよう指導した。また、指摘生徒に対しては、学校から督促を行うとともに奨学金制度の案内を行った結果、未納は解消されている。</p> <p>なお、都立学校教育部は、平成22年4月14日付22教学高第96号「学校徴収金の取扱いについて(通知)」に基づき、積立金が不足している生徒の執行を停止するよう指導しているが、平成22年7月8日実施の一般実務研修「学校徴収金の実務」にて改めて都立高等学校全体に周知徹底した。</p>
教育庁	積立金の管理を適切に行うべきもの	<p>墨田川高等学校における平成21年度卒業生の積立金の精算状況を見たところ、1万1,557円の積立金不足の生徒がいるため、学年全体で資金不足が生じていた。</p> <p>学校は、積立金残額のある各生徒に対して返還を行っていたが、これは、未納授業料への充当の承諾を得ている他の生徒の積立金残額を流用することにより行ったものである。こうした状況の中で、監査日(平成22.5.18)現在、本来徴収すべき積立金の未納額1万1,557円が徴収されておらず、授業料への充当も行われていない。</p> <p>積立金を管理するにあたっては、支出超過が起こる前に執行を停止すること、未納者に対しては適時に適切な催告を行うこと、卒業時の精算・返還にあたっては、未納を解消したうえで行うべきこと、が必要である。学校は積立金の管理を適切に行われたい。</p>	<p>墨田川高等学校には積立金残高が不足している生徒の執行を停止すること、また、授業料への充当承諾の得られた積立金及び現金徴収をした授業料は速やかに収納するよう指導した。また、指摘生徒に対しては、学校が督促を継続した結果、未納は解消されている。</p> <p>都立学校教育部は、平成22年4月14日付22教学高第96号「学校徴収金の取扱いについて(通知)」に基づき、積立金が不足している生徒の執行を停止するよう指導しているが、平成22年7月8日実施の一般実務研修「学校徴収金の実務」にて改めて都立高等学校全体に周知徹底した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	積立金からの充当を適切に行うべきもの	<p>桐ヶ丘高等学校では、積立金の残高があり、授業料が未納となっている生徒について、授業料への振替を行っているが、積立金残高が2万5,783円しかないのに2万6,100円を未納授業料に振り替えており、その結果、積立金の不足が生じている。</p> <p>また、未納授業料が発生した場合に、積立金から充当することについて確認する書面の提出を入学時に求めているのみで、実際に未納額を充当する際には同意書の提出を求めている。</p> <p>学校は、積立金からの充当を適切に行われたい。</p>	<p>当該生徒について、平成22年6月24日現在で未納が解消している。</p> <p>桐ヶ丘高等学校には、積立金から授業料への充当承諾書は、充当する機会ごとに求めること、充当にあたっては当該生徒の積立金残高の確認を十分に行うよう指導した。</p> <p>都立学校教育部は、積立金から授業料への充当承諾書は、充当する機会ごとに求めること、充当にあたっては当該生徒の積立金残高の確認を十分に行うことについて、平成22年7月8日実施の一般実務研修「学校徴収金の実務」にて改めて都立高等学校全体に周知徹底した。</p>
教育庁	積立金からの充当を適切に行うべきもの	<p>松原高等学校では、積立金の精算に当たり、授業料の未納があるにもかかわらず、未納授業料への充当の承認を求めることなく積立金を精算し、残額の返還を行っているのは適切でない。</p> <p>学校は、積立金からの充当を適切に行われたい。</p>	<p>松原高等学校には未納授業料のある生徒の積立金残金について、授業料への充当承諾を求めることなく返還することのないよう指導した。</p> <p>都立学校教育部は、学校徴収金事務手引き及び平成22年4月14日付22教高第96号「学校徴収金の取扱いについて（通知）」に基づき、未納授業料のある生徒の積立金残金については、授業料への充当承諾を求めるよう指導しているが、平成22年7月8日実施の一般実務研修「学校徴収金の実務」にて改めて都立高等学校全体に周知徹底した。</p>



対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	<p>転退学時における積立金の返還を早急に行うべきもの</p>	<p>忍岡高等学校における転退学時の積立金の精算状況を見たところ、監査日（平成22.5.17）現在、13人分の積立金残額30万9,716円の返還が行われていないことが認められた。 学校は積立金の返還を速やかに行われたい。</p>	<p>忍岡高等学校には、転退学時の学校徴収金の精算を速やかに行うよう指導した。返還金については、5月28日に送金の手続きを行い、6月4日に生徒あるいは保護者の口座に送金済みである。</p> <p>都立学校教育部は、学校徴収金事務手引き及び平成22年4月14日付22教学高第96号「学校徴収金の取扱いについて（通知）」に基づき、転退学者の学校徴収金の精算を速やかに行うよう指導しているが、平成22年7月8日実施の一般実務研修「学校徴収金の実務」にて都立高等学校全体に周知徹底した。</p>
教育庁	<p>転退学時における積立金の返還を早急に行うべきもの</p>	<p>東大和南高等学校における積立金についての事務処理を見たところ、返還が遅れていることが認められた。 学校は積立金の返還を速やかに行われたい。</p>	<p>東大和南高等学校には、転退学者の学校徴収金の精算を速やかに行うよう指導した。</p> <p>都立学校教育部は、学校徴収金事務手引き及び平成22年4月14日付22教学高第96号「学校徴収金の取扱いについて（通知）」に基づき、転退学者の学校徴収金の精算を速やかに行うよう指導しているが、平成22年7月8日実施の一般実務研修「学校徴収金の実務」にて改めて都立高等学校全体に周知徹底した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	学校徴収金に関する個人別管理簿を適切に作成すべきもの	<p>福生高等学校は、積立金等の学校徴収金を毎年度徴収しており、滞納者に対しては督促等を行い、その処理経過を個人別管理簿に記載している。</p> <p>ところで、平成21年度末において学校徴収金の未納のある生徒のうち、個人別管理簿において長期にわたり記載がないものや、全く記載のないものが多数認められたのは適切でない。</p> <p>学校は、学校徴収金に関する個人別管理簿を適切に作成されたい。</p>	<p>平成22年8月24日現在で督促の都度、個人別管理簿に記載している。また、福生高等学校には、学校徴収金の長期未納者の督促について個人別管理簿での管理を徹底するよう指導した。</p> <p>なお、都立学校教育部は、平成22年4月14日付22教学高第96号「学校徴収金の取扱いについて(通知)」に基づき、学校徴収金の長期未納者の督促について個人別管理簿での管理を徹底するよう指導しているが、平成22年7月8日実施の一般実務研修「学校徴収金の実務」にて改めて都立高等学校全体に周知徹底した。</p>
教育庁	学校徴収金の支出を適切に行うべきもの	<p>教育庁は、学校徴収金の事務処理に当たり、「都立高等学校運営費標準」において、「生徒の個人負担とする経費」として、要件を列挙している。また、個人負担の考え方は、「受益者負担」及び「生徒に還元される」ことが原則とするものの、それらは限定的にとらえる必要があるとしている。</p> <p>小川高等学校は、放送委員会の経費として、学校徴収金である生徒会費から放送室のマイク(2万370円)と電源ケーブル(3,885円)を購入しているが、両者とも、要件のいずれにも該当せず、また、放送委員会のみに限らず、その他の生徒や教員等も使用するものであるため、生徒会費により支出するのは適切ではない。</p> <p>学校は、学校徴収金の支出を適切に行われたい。</p>	<p>小川高等学校には、私費負担とする経費の考え方について指導した。</p> <p>都立学校教育部は、私費負担とする経費の考え方について、学校徴収金事務手引き及び平成22年4月14日付22教学高第96号「学校徴収金の取扱いについて(通知)」に基づき指導するとともに、平成22年7月8日実施の一般実務研修「学校徴収金の実務」にて改めて高等学校全体に周知徹底した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	学校徴収金の支出を適切に行うべきもの	<p>教育庁は、学校徴収金の事務処理に当たり、「都立高等学校運営費標準」において、「生徒の個人負担とする経費」として、要件を列挙している。また、個人負担の考え方は、「受益者負担」及び「生徒に還元される」ことが原則とするものの、それらは限定的にとらえる必要があるとしている。</p> <p>田無工業高等学校は、高校保健ニュース(1万5,900円)及び心の健康ニュース(7,500円)を購入しているが、両者とも、要件のいずれにも該当しないこと、ニュースの購入及び校内掲示など保健に関する啓蒙を目的とした経費の執行は、学校経営の取組目標として「保健指導の充実」を掲げる学校の予算(公費)により執行すべきことから、生徒会費により支出するのは適切ではない。</p> <p>学校は、学校徴収金の支出を適切に行われたい。</p>	<p>田無工業高等学校には、私費負担とする経費の考え方について指導した。</p> <p>都立学校教育部は、私費負担とする経費の考え方について、学校徴収金事務手引き及び平成22年4月14日付22教学高第96号「学校徴収金の取扱いについて(通知)」に基づき指導するとともに、平成22年7月8日実施の一般実務研修「学校徴収金の実務」にて改めて高等学校全体に周知徹底した。</p>
教育庁	給食費の徴収等を適正に行うべきもの	<p>小金井工業高等学校定時制課程では、在籍生徒に対して給食を実施しており、給食費は、年4回に分割のうえ納付期限内に納付することとされている。</p> <p>ところで、平成21年度において、2学期分の給食費の納入状況について見たところ、給食費の納入期限を7月10日と設定して、6月24日に保護者に通知しているにもかかわらず、給食が開始されるまでに給食費が納入されていない事例が認められたのは適切でない。</p> <p>学校は、給食費の徴収等を適正に行われたい。</p>	<p>学校は、平成22年4月14日付22教学高第96号「学校徴収金の取扱いについて(通知)」を受けて、平成22年6月17日に経営企画室係会を開催し、学校徴収金の給食会計の取扱いについて、学校徴収金等事務の手引きに基づき、給食費の徴収を適正に行うよう経営企画室職員に周知徹底を図った。</p> <p>また、同年7月1日の室係会で再度、9月以降の給食費の未納の督促、未納者に対する給食停止の措置を徹底することを職員に指示した。</p> <p>なお、未納者への督促については、副校長及び経営企画課長が関係教職員に指示を行い、教職員が協力して取り組んでいる。管理監督者は、毎月実施している帳票類の自己点検等で納入状況を確認し、進行管理を行っている。</p>

〔平成21年度決算審査（各会計歳入歳出）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
生活文化局	物品について	物品1点（小型四輪貨物自動車）が過大に登載されている。	物品1点について、平成22年6月15日に物品管理システムから削除した。
環境局	公有財産について <建物>	建物30.96m <sup>2</sup> （港区白金一般環境大気測定局）が過大に登載されている。	平成22年7月27日に財産情報システムに入力した。
環境局	公有財産について <出資による権利>	出資による権利32億8,722万2,300円（（財）東京都環境整備公社出えん金（太陽エネルギー基金））が登載漏れとなっている。	平成22年8月10日に財産情報システムに入力した。
福祉保健局	物品について	物品1点（紫外線処理装置9,397,500円）が登載漏れとなっている。 物品1点（電話装置6,250,000円）が過大に登載されている。	紫外線処理装置について、平成22年5月14日、物品管理システムに登録した。 電話装置について、平成22年8月6日、物品管理システムへの登録を削除処理した。
産業労働局	会計処理について	（款）財産収入（項）財産運用収入（目）財産貸付収入に係る収入未済額及び還付未済金が19万5,120円過大に計上されている。	会計管理局の指示に基づき収入未済額については更正処理済みである。また、還付未済金は年度の繰越が行われないため特段の処理は不要である。
建設局	公有財産について <土地>	土地412万6,073.49m <sup>2</sup> （東伏見公園用地）が過大に登載されている。	平成22年7月20日に財産情報システムに修正入力した。
教育庁	物品について	物品1点（書類整理棚）が登載漏れとなっている。	当該物品は、青峰学園の物品管理者が平成22年8月20日、財務会計物品管理システムに登録した。

〔平成21年度決算審査（公営企業各会計）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	固定資産の有償譲渡に係る会計処理を適切に行うべきもの	<p>国庫補助金等により取得した建物など固定資産を譲渡等した場合に、損失が発生したときには、地方公営企業法施行令第24条の2により、その補助金等に相当する部分の損失は、資本剰余金を取り崩して埋めることができる。</p> <p>本部は、豊島病院の公社移管に伴い、土地、建物などの固定資産を病院会計から一般会計へ、また、八王子小児病院の移転統合に伴い、土地、建物などの固定資産を福祉保健局へ有償で譲渡しており、いずれの建物も、国庫補助金等により取得している。</p> <p>これらの固定資産の有償譲渡に係る会計処理について見たところ、豊島病院の建物に係る損失分については、資本剰余金からの取り崩しを行っているが、八王子小児病院分については、資本剰余金の取り崩しを行っていない。</p> <p>同一会計において、有償譲渡による損失が発生している同様な事例にもかかわらず、処理方法が異なっていることは、適切でない。</p>	<p>八王子小児病院分について、資本剰余金の取り崩しと雑収益（過年度損益修正）を計上（1,912万2,868円）する修正処理を行った。</p>
病院経営本部	その他未収金及び年賦未収金を適正に計上すべきもの	<p>本部は、都立病院を公社に移管するに当たり、土地などの固定資産を病院会計から一般会計へ有償譲渡する際、支払条件を年賦とした場合は、1年以内に回収する未収金を流動資産のその他未収金として、また、1年を超えて回収する未収金を固定資産の年賦未収金として計理している。</p> <p>しかしながら、豊島病院の公社移管に係るその他未収金及び年賦未収金について見たところ、会計処理を誤ったため、7億3,598万1,993円がその他未収金で過大に、年賦未収金で過少に計上されていた。</p>	<p>会計処理の誤りについて、その他未収金と年賦未収金を振替える修正処理を行った。</p>
水道局	消費税等の税額計算を適正に行うべきもの	<p>局は、消費税及び地方消費税の額として、44億8,773万9,600円を計上している。</p> <p>ところで、消費税等の税額計算について見たところ、局は、水源施設の建設に係る割賦負担金の利子相当分を非課税扱いとするべきにもかかわらず、伝票入力時の過誤により課税扱いとしたため、税額から控除する額が過大となり、結果として消費税等の額を5,776万7,300円過小に計上している。</p>	<p>本指摘における過小額は、過年度修正により是正し、平成22年6月30日の確定申告においては、適正な納付額を申告した。</p> <p>また、今後、伝票作成が適正に行われるよう、当該部においては当該支出における支払伝票作成表を作成して、再発防止を図った。</p> <p>さらに、局においては平成22年8月5日付通知にて、すべての部所に対して同様の誤処理が発生しないよう周知徹底を図った。</p>

〔平成21年行政監査（都立学校の経営について）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	学校を挙げて滞納整理を行うべきもの	<p>授業料、学校徴収金の未納回数を重ね金額が増えると支払いが困難となるため、速やかに納入を促す必要があるが、督促を行っていない事例が見受けられた。また、担当教員からの電話等による早期の納付指導を行っている学校は少数であった。</p> <p>都立学校教育部は、学校を挙げて滞納整理を行うよう指導を徹底されたい。</p>	<p>未納督促は、経営企画室職員だけでなく、管理職・教員を含め、校内で組織的に取り組むものであることについて、平成22年4月14日付22教学高第96号「学校徴収金の取扱いについて（通知）」にて通知するとともに、平成22年4月16日に学事担当者悉皆の授業料・学校徴収金事務説明会を実施し周知・徹底した。</p> <p>また、平成22年4月開催の校長連絡会、副校長連絡会及び経営企画課室長連絡会においても周知した。さらに、平成22年7月8日に一般実務研修「学校徴収金の実務」を実施し、周知徹底した。</p>
教育庁	授業料と学校徴収金との両方にかかる催告の経緯を記載すべきもの	<p>個人別管理簿を、授業料の未納者についてのみ作成している学校が多く見受けられた。また、授業料と学校徴収金とを別に作成している事例も見受けられた。</p> <p>滞納整理に当たっては、個人別管理簿の記載内容により、適切かつ適時の催告を行う必要がある。</p> <p>都立学校教育部は、学校が、個人別管理簿を生徒毎に作成し、授業料と学校徴収金との両方にかかる催告の経緯を記載するよう指導されたい。</p>	<p>個人別管理簿による督促経過の適切な記録・保管管理について、平成22年4月14日付22教学高第96号「学校徴収金の取扱いについて（通知）」にて通知するとともに、平成22年4月16日に学事担当者悉皆の授業料・学校徴収金事務説明会を実施し周知・徹底した。</p> <p>また、平成22年4月開催の校長連絡会、副校長連絡会及び経営企画課室長連絡会においても周知した。さらに、平成22年7月8日に一般実務研修「学校徴収金の実務」を実施し、周知徹底した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	卒業まで引き続き管理すべきもの	<p>各学校は年度が変わるごとに個人別管理簿を作成しなおしている。また、繰り返し未納となるごとに個人別管理簿を別途作成している事例も多い。</p> <p>一旦作成した個人別管理簿は、卒業まで、引き続き管理する必要がある。</p> <p>都立学校教育部は、各学校が、卒業まで引き続き管理するよう、指導されたい。</p>	<p>個人別管理簿は対象生徒が在籍しなくなるまで適切に保管管理すべきことについて、平成22年4月14日付22教学高第96号「学校徴収金の取扱いについて(通知)」にて通知するとともに、平成22年4月16日に学事担当者悉皆の授業料・学校徴収金事務説明会を実施し周知・徹底した。</p> <p>また、平成22年4月開催の校長連絡会、副校長連絡会及び経営企画課室長連絡会においても周知した。</p> <p>さらに、平成22年7月8日に一般実務研修「学校徴収金の実務」を実施し、周知徹底した。</p>
教育庁	個人別管理簿に未納者の状況を詳細に記載すべきもの	<p>農業高等学校は、授業料未納者にかかる個人別管理簿を作成しているものの、個人情報を公文書に記載することは適切でないとして、督促状の発送日のみ記入しており、適切でない。</p> <p>本来、個人別管理簿は、未納の理由、経済状況、未納者との交渉内容、未納者の支払の約束を詳細に記録しておき、適時に適切な催告を行うための基礎的な資料であるとともに、学校内で情報を共有するための資料である。</p> <p>学校は、個人別管理簿に未納者の状況を詳細に記載し、適時に適切な催告を行われたい。</p>	<p>当該校に対して、未納の理由、経済状況、未納者との交渉内容、未納者の支払の約束を詳細に記録するように指導した。また、平成22年4月14日付22教学高第96号「学校徴収金の取扱いについて(通知)」にて通知するとともに、平成22年4月16日に学事担当者悉皆の授業料・学校徴収金事務説明会を実施し周知・徹底した。</p> <p>さらに、平成22年4月開催の校長連絡会、副校長連絡会及び経営企画課室長連絡会においても周知するとともに、平成22年7月8日に一般実務研修「学校徴収金の実務」を実施し、周知・徹底した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	教材の計画的な購入を行うべきもの	<p>教材の購入は、購入の決定、発注、納品、支払の各手続が必要である。しかしながら、教員が先に教材を納品させ、事後に請求書を提出している事例（以下「事後承認」という。）、教員が費用を立て替えて教材を購入し、事後に領収書等により、立替分の支払を受けている事例（以下「立替払」という。）が、見受けられた。</p> <p>この結果、事後承認にかかる請求書、立替払にかかる領収書等の提出が遅れて、転・退学者への返還額が誤りであったことが返還後に判明した事例も見受けられた。</p> <p>都立学校教育部は、各学校に対し、教材の計画的な購入を指導されたい。</p>	<p>収入承認書による事前の意思決定の徹底について、平成22年4月14日付22教学高第96号「学校徴収金の取扱いについて（通知）」にて通知するとともに、平成22年4月16日に学事担当者悉皆の授業料・学校徴収金事務説明会を実施し周知・徹底した。</p> <p>また、平成22年4月開催の校長連絡会、副校長連絡会及び経営企画課室長連絡会においても周知した。</p> <p>さらに、平成22年7月8日に一般実務研修「学校徴収金の実務」を実施し、周知徹底した。</p>
教育庁	地域体験学習にかかる精算を適切に行うべきもの	<p>白鷺特別支援学校は、地域体験学習としてシティキャンパス（生徒が一定額の現金を持って、決められた施設に行き、昼食をとるなど消費活動を学習するもの）を行っている。</p> <p>精算について見たところ、必要経費を積立金から支出し、主に交通費、食事代等に使用しており、残金はそのまま生徒に持ち帰らせている。持ち帰らせるに当たり、残金を連絡帳に記載しているの、返金額が保護者にも分かるようになっていているが、確実に保護者が返金額を受け取ったかを確認できる証憑が残されていない。</p> <p>また、地域体験学習は、現金の使い方を生徒が学習することもその目的としており、学校に持ち帰らせて精算させることも学習の一環となる。</p>	<p>学校は、行事終了後、精算報告書を保護者宛の文書で通知し、返金がある場合は、受領書を徴することとし、精算時の支出承認書に添付して処理するよう改めた。</p> <p>これを受けて、平成22年度の行事より、返金額は学校に持ち帰って精算し、保護者への返金にあたって領収書を受け取っている。</p>
教育庁	給付金を適正に管理すべきもの	<p>日本スポーツ振興センターへの災害共済給付金の支給について、次のような適切でない事務処理があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帳簿を作成していないため、あるべき残高の把握ができていない。</li> <li>・給付金の支給に当たって、意思決定を行っていない。など</li> </ul> <p>また、次のような適正でない事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座に不明金が残っていた。</li> <li>・給付から数ヶ月間、給付金の支払いが遅れていた。など</li> </ul> <p>部は、各学校が給付金を適正に管理できるよう、標準的な事務処理手順を定め、指導されたい。</p>	<p>標準的な事務処理手順等を策定し、平成22年3月30日付21教学健第835号「独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の適正な処理について（通知）」により学校に周知した。</p>



対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	部活動に関する現金管理を適切に行うべきもの	<p>学校では、合宿費の適正・適切な管理ができておらず、部費については、一部を除き、徴収の有無も把握していない。</p> <p>都立学校教育部は、部活動合宿費について、校長又は副校長名の通帳により管理すること。経費の収入、支出にあたっては校内決定を行うことを各学校あて通知しているが、通知の内容では、不十分である。部は、部活動関連費用の用途を明らかにし、常に残高が適正管理できる事務処理手順を整え、学校を指導されたい。</p>	<p>平成22年4月16日付で、部活動経費にかかる事務処理手順に関する通知を作成し、全都立高等学校長あてに発出し、周知徹底した。</p> <p>また、平成22年4月開催の校長連絡会、副校長連絡会、経営企画課室長連絡会においても、同通知の趣旨を周知し、通知に基づく適正な事務処理を行うよう指導した。</p>
教育庁	海外修学旅行に伴う外貨両替を適正に管理すべきもの	<p>橘高等学校は、オーストラリア修学旅行の実施にあたり、第三学年会計担当が生徒から日本円を預かり、旅行者にオーストラリアドルへの両替を行わせ、生徒に配布している。しかしながら、学校は、これを管理しておらず、簿外処理となっていることは、適正でない。</p> <p>学校は、生徒から現金を預かるに当たっては、必ず預かり・支払にかかる証憑を整備・保管し、現金の出納を記帳するとともに、現金有り高が適正であるかの照合を行う必要がある。</p>	<p>現金取扱に関する適切な管理について、平成22年4月14日付22教学高第96号「学校徴収金の取扱いについて(通知)」にて通知するとともに、平成22年4月16日に学事担当者悉皆の授業料・学校徴収金事務説明会を実施し周知・徹底した。</p> <p>また、平成22年4月開催の校長連絡会、副校長連絡会及び経営企画課室長連絡会においても周知した。さらに、平成22年7月8日に一般実務研修「学校徴収金の実務」を実施し、周知徹底した。</p>
教育庁	就学奨励費管理システムを改善すべきもの	<p>各特別支援学校は、支給対象者の認定から支給までの事務を、就学奨励費管理システムを利用して行っている。</p> <p>各学校は、就学奨励費の支給に当たり、学校給食費等について、学校徴収金により支出した額を、生徒個人毎、対象経費毎に、金額をシステムに入力しているが、システムへの入力事務に多くの労力を要している。</p> <p>ところで、各学校は、表計算ソフトウェアにより個人別管理表を作成し、就学奨励費対象経費を個人ごとに管理している。</p> <p>そこで、システムに個人別管理表のデータの一部を取込む機能を持たせることで、就学奨励費支給事務の効率化と精度の向上を図ることができる。</p>	<p>システムに個人別管理表のデータの一部を取込む機能追加を行い、平成22年7月15日に各特別支援学校あてマニュアルにて周知した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	学校徴収金の点検を効果的に行うべきもの	<p>都立学校教育部並びに東部、中部及び西部の各学校経営支援センターの経営支援室は、平成20年度から、学校における学校徴収金の取扱いについて、点検を行っている。</p> <p>しかしながら、点検内容は、極めて簡易なものとなっており、適切なチェックリストとなっておらず、この結果、指導内容が適切でない事例も見受けられる。</p> <p>部及び各センターは、法務監察の内容と整合するよう、適切なチェックリストを作成するなどして、学校徴収金の点検を効果的に行われたい。</p>	<p>平成22年度の点検実施に向け、点検マニュアル、点検表等の改訂を行った。</p> <p>また、点検結果については、所管課及び法務監察課との情報の共有化を図ることとし、効果的に私費会計の点検を実施し、都立学校を支援していく。</p>
教育庁	公開講座における実費の管理を適正に行うべきもの	<p>地域教育支援部は、平成21年度都立学校公開講座実施要領により、各都立学校が公開講座を行うに当たり、受講者から、受講料とは別に、必要に応じて実費（材料費、保険料等）を徴収できるとしている。</p> <p>しかしながら、部は、実費の管理について、実施要領や手引に、運営委員長名で領収書を発行し、講座終了までに会計報告を行う、とのみ記載するに止まり、具体的な管理方法を指導しておらず、適切でない。この結果、数校で適正・適切でない事務処理を行っている。</p> <p>部は、各学校が適正に実費の管理を行えるよう指導されたい。</p>	<p>改訂を行った「都立学校開放事業 運営の手引」を平成22年4月19日付で各学校に配布し周知した。</p> <p>また、学校が、適正な事務処理を行うよう、実費の徴収事務に関する事項を「都立学校開放事業実施に伴う変更点・留意点について」(通知)の一項目として作成し、平成22年4月19日付で各学校に配布し周知した。</p>
教育庁	実費の徴収方法を改めるべきもの	<p>地域教育支援部は、「都立学校開放事業 運営の手引」により、傷害保険の契約など開始日以前に実費の徴収が必要な場合には、事前に徴収し、講座の受講に必要な材料については、講座開始日に徴収することとしている。</p> <p>しかしながら、講座開始までに講師が材料費を立て替えて材料を購入したところ、欠席した受講者の材料費を回収できずに、講師が材料費を負担したままとなっている事例などが発生している。</p> <p>部は、材料費を前納とするよう手続を改められたい。また、保険契約については、その内容を検討するとともに、当面は事前の徴収を行うよう学校に指導されたい。</p>	<p>改訂を行った「都立学校開放事業 運営の手引」を平成22年4月19日付で各学校に配布し周知した。</p> <p>また、実費の事前徴収の徹底を図るための注意事項を「都立学校開放事業実施に伴う変更点・留意点について」(通知)の一項目として作成し、平成22年4月19日付で各学校に配布し周知した。</p> <p>特別支援学校における保険料の事前徴収の徹底については、改訂した「都立学校開放事業 運営の手引」及び「都立学校開放事業実施に伴う変更点・留意点について」(通知)で周知した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	施設開放事業負担金等の債権管理を適正に行うべきもの	<p>都では、調定数が多く事務処理の効率上、別途システムによる管理を行う必要がある場合などには、事後に調定額のみ財務会計システムに登録する(以下「特例調定」という。)ことができる。この場合、債権を正確かつ網羅的に把握し、その情報を確実に保持する必要がある。</p> <p>ところで、光熱水費負担金の特例調定を見たところ、各学校では、「納付書送付団体一覧」を表計算ソフトウェアを利用して作成しているが、部は、電子ファイル、印刷物のいずれについても管理の方法を定めていない。また、公開講座の受講料についても光熱水費負担金と同様の方法で特例調定を行っている。部は、これらについて、適正な債権及び収入の管理を行うために、正確かつ網羅的に債権を把握し、その情報を保持すること 事前調定を行うことのいずれかが必要である。</p> <p>部は、施設開放事業負担金等について、正確かつ網羅的な債権管理を行われたい。</p>	<p>「正確かつ網羅的な債権把握と情報保持」について、</p> <p>(1) 「都立学校開放事業運営の手引き」を改訂し、適正な債権管理のための「税外徴収簿」の作成・管理方法及び都教委への提出方法について、明記した。</p> <p>また、税外徴収簿として、「納付書送付団体一覧」(公開講座「受講予定者一覧」)の様式を改めた。</p> <p>(2) 「債権管理」に関わる注意事項等について、通知文「平成22年度都立学校開放事業実施に伴う変更点・留意点について」を作成した。</p> <p>(3) 改訂した「手引き」及び通知文「平成22年度都立学校開放事業実施に伴う変更点・留意点について」を、平成22年4月19日付けで、各学校に配布し周知した。</p>
教育庁	施設開放事業負担金の事前納入を徹底すべきもの	<p>地域教育支援部は、光熱水費負担金の納入について、天候に左右される屋外施設を除き、前納としており、団体側の都合により未使用の場合でも、返還しないとしている。</p> <p>各学校における納入状況を見たところ、原則どおり前納している団体がある一方で、後納している団体も多数見受けられた。</p> <p>部は、事前納入を徹底するよう各学校を指導するとともに、使用団体に対しても事前納入を行うよう周知を徹底されたい。</p>	<p>事前納入に対する各学校への指導及び使用団体への周知の徹底については、</p> <p>(1) 「学校開放事業 運営の手引き」の改訂を行い、事前納入徹底についての留意事項及び使用団体に対する例示を明記した。</p> <p>(2) 事前納入の徹底に関わる注意事項について、通知文「平成22年度学校開放事業実施に伴う変更点・留意点について」を作成した。</p> <p>(3) 改訂した「手引き」及び通知文「平成22年度学校開放事業実施に伴う変更点・留意点について」を、平成22年4月19日付けで、各学校に配布し周知した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	直接かつ速やかに申請者に補助金を交付すべきもの	<p>瑞穂農芸高等学校及び大崎高等学校は、教科用図書補助金及び夜食費補助金の申請者の承認を得ないまま、学校徴収金として収入した後、翌年度、申請者に現金で交付している。</p> <p>補助金は、申請者のものであり、校長は申請者の委任を受けて補助金を申請しているのであるから、速やかに申請者に交付すべきである。</p> <p>学校は、直接かつ速やかに申請者に補助金を交付されたい。</p>	<p>大崎高校では、学校長から経営企画室長に対して、経営企画室内の職務遂行状況について日常的に把握・監督し、適宜、報告するよう求めるとともに、今年度の補助金支給にあたっては、保護者指定口座への振り込みとするよう指示し、支出命令書により口座への振り込みを行った。</p> <p>瑞穂農芸高校では、申請者より口座振替依頼書を徴収し、直接支給に変更するとともに、支出命令書により口座への振り込みを行った。</p>
教育庁	給食予約の方法を改めるべきもの	<p>大山高等学校定時制課程では、予約食数8,229食のうち2,725食(33.1%)が喫食されていない。これは、生徒の喫食予定を確認しているとしているものの、教員が予約を行っていることによるものである。</p> <p>しかしながら、予約をすることは喫食の申し込みとなり、給食費の支払いが発生するのであるから、予約は生徒自ら行う必要がある。</p> <p>学校は、給食予約の方法を改められたい。</p>	<p>生徒は、2週間前までに給食費を納入し、かつ自分で予約する方法に改めることとし、平成22年4月より実施している。</p>
教育庁	転・退学の原因と指導内容を記録すべきもの	<p>副申書は、生徒から転・退学の申請があったときに、担任が転・退学が適切であることを申し添えるものであり、校長は、転・退学願及び副申書を判断の主な根拠とし、不足する情報を担当教員等から聞き取って、転・退学を許可している。</p> <p>したがって、転・退学にかかる副申書は、：転・退学の理由、：が発生した原因、：を解消するために学校が行った指導、について記載するとともに、原因・理由・指導内容を客観的に検証することができるようにしておく必要があるが、資料等によりこれを検証できる状態にはなっていない。</p>	<p>副申書の記載の内容について、平成22年3月の校長・副校長連絡会において、転・退学に至る原因や理由、指導経過等を副申書に記載又は添付するなど指導内容を記録し適切に管理するよう指導するとともに、全都立高校に通知を発出した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	原級留置を認めるべきもの	<p>本来、懲戒によらなければ、未履修また未修得による退学処分はできないにもかかわらず、南葛飾高等学校、淵江高等学校及び総合工科高等学校は、学校の方針として原級留置を認めず、結果として自主退学させており、適正でない。</p> <p>学校は、原級留置を認めない方針を廃止されたい。</p>	<p>指摘された総合工科、南葛飾、淵江の3校は、原級留置を認めない方針を改め、平成21年度には各学校において原級留置を認めたい。</p>
教育庁	スクールカウンセラー活用事業の目的を明確にすべきもの	<p>スクールカウンセラー活用事業として、スクールカウンセラーを都立高校60校に配置しており、配置期間は、1校当たり原則2年としている。</p> <p>スクールカウンセラーの常時配置が必要なチャレンジスクール、エンカレッジスクール及び昼夜間定時制の計15校を除くと、現状では、都立高校179校に対し、45校にしかカウンセラーを配置することができないため、スクールカウンセラーを配置しておく2年間の間に学校の教育相談体制を確立する必要がある。</p> <p>しかしながら、指導部は、スクールカウンセラー活用事業の実施にあたり、教育相談体制の確立の視点からは、配置校の選定、活用状況の把握を行っていない。</p> <p>部は、スクールカウンセラー活用事業の主な目的として、教育相談体制の確立を明確に位置づけられたい。</p>	<p>平成22年4月に「スクールカウンセラー活用ガイドライン」を策定し、スクールカウンセラーを活用して教育相談体制を確立することについて明記するとともに、スクールカウンセラー配置校に配布し周知した。</p> <p>また、平成22年5月14日及び8月26日のスクールカウンセラー連絡会において、同ガイドラインの内容について解説し、組織的な相談体制の構築についてスクールカウンセラーへの周知徹底を図った。</p> <p>さらに、平成22年7月23日及び8月20日のスクールカウンセラー配置校連絡会において、同ガイドラインの内容について解説し、組織的な相談体制の構築について、配置校の管理職への徹底を図った。</p>
教育庁	スクールカウンセラーの効果を検証すべきもの	<p>指導部は、スクールカウンセラーを配置した学校に対し、スクールカウンセラー活用事業報告書を提出させている。</p> <p>スクールカウンセラー活用事業の主な目的は、教育相談体制の確立であるが、報告書では、スクールカウンセラーの業務内容とカウンセリングの効果、教員への研修等については記載させているものの、教育相談体制の構築、稼働の状況については報告させておらず適切でない。</p> <p>部は、スクールカウンセラー活用事業の効果を適切に検証されたい。</p>	<p>「平成21年度スクールカウンセラー活用事業報告」に「校内の相談体制の整備状況」及び「校内の相談体制を活用した問題行動等への指導の成果」を記載させ、各学校における相談体制の構築、稼働状況を報告させた。この報告を受け、スクールカウンセラー活用事業の効果の検証を行った。今後も毎年度、相談体制の構築状況を含めた検証を行っていく。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	教育相談体制を構築し、転・退学の防止対策を講じるべきもの	<p>五日市高等学校全日制課程は、平成20年度において49名が転・退学しており、転・退学率が14%となっている。平成20年度には、スクールカウンセラーが配置されていたが、これらのいずれも、転・退学に至る過程でカウンセリングを受けていない。</p> <p>転・退学許可にかかる副申書によると、転・退学者の中に4例のカウンセリングによる効果が見込める事例が見受けられたが、学校においては、平成21年度には学校がスクールカウンセラーの配置を解除している、平成21年度学校経営計画に退学者対策、相談体制の構築に関する記載がないなど、転・退学防止へ取り組みが見受けられない。</p>	<p>平成22年度教育課程届の教育目標「指導の重点」に生活指導関係として「学校教育相談を基本として、中途退学防止に努める」ことを掲げ、教員に方針を示した。</p> <p>また、教育相談委員会を学校教育相談の中心に据えた相談体制を構築した。</p> <p>さらに、教育相談センターに指導主事の来校を要請し、平成22年7月2日に校内研修を実施した。</p>
教育庁	報告内容についてガイドラインを定めるべきもの	<p>スクールカウンセラー等によるカウンセリングは、守秘義務を前提として行う必要がある一方、生徒の問題の解決に当たり、カウンセリング結果を学校に報告し、学校と連携する必要がある。</p> <p>しかしながら、スクールカウンセラー等が学校に報告している内容は、学校によって異なる。</p> <p>これは、指導部がカウンセリング結果のうち、学校に報告すべき内容を明確に定めていないことによる。</p> <p>指導部は、報告すべき内容について、ガイドラインを定められたい。</p>	<p>平成22年4月に「スクールカウンセラー活用ガイドライン」を策定し、報告用フォーマット例により内容を示している。</p> <p>平成22年4月に「アドバイザリースタッフガイドライン」を策定し、報告書様式により報告内容を定めている。</p> <p>平成22年4月8日にスクールカウンセラーガイドラインを、スクールカウンセラー配置校に配布し、管理職及び教職員に周知した。アドバイザリースタッフ及びアドバイザスタッフを派遣する学校に対しては、学校への報告の書式を示し徹底を図った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	報告の方法を定めるべきもの	<p>スクールカウンセラー等が学校に報告している方法についてみると、カウンセリング記録を提出している場合、生徒を特定できない方法でカウンセリング結果の一部を文書により報告している場合、口頭のみにより報告している場合など、様々である。</p> <p>守秘義務及び個人情報保護の遵守を確認する視点から、伝達した情報が明確になるよう、必ず文書により報告する必要がある。指導部は、カウンセリング結果の報告方法を定められたい。</p>	<p>平成22年4月に「スクールカウンセラー活用ガイドライン」を策定し、報告を文書で行うよう明記した。</p> <p>平成22年4月に「アドバイザースタッフガイドライン」を策定し、報告を文書で行うよう明記した。</p> <p>平成22年4月8日に、同ガイドラインをスクールカウンセラー配置校に配布し、管理職及び教職員に周知した。アドバイザースタッフ及びアドバイザースタッフを派遣する学校に対しては、学校への報告の書式を示し徹底を図った。</p>
教育庁	図書館の運営と活用にかかる役割分担を適切に行うべきもの	<p>司書教諭の役割は、学校図書館の授業利用など教育課程からの読書活動推進、利用促進など学校図書館の活用であり、学校司書の役割は、選書・除籍・貸出管理・統計など学校図書館の管理・運営である。</p> <p>しかしながら、各学校における司書教諭と学校司書の役割分担を見ると、司書教諭が本来行うべき、教育課程からの読書活動推進などの業務を行っていない事例が多数認められた。</p> <p>指導部は、学校司書が図書館の管理を、司書教諭が読書活動推進など学校図書館の活用を担当するよう、指導を徹底されたい。</p>	<p>学校司書及び司書教諭の図書館の運営と活用にかかる役割分担について、平成22年3月30日付、21教指企第1294号「都立高等学校における学校図書館の適切な管理・運営について（通知）」で、都立高等学校長あてに周知・徹底した。また、指摘事項で挙げた学校の内から足立東高校へ主任指導主事が平成22年7月30日に学校訪問を実施し、管理職及び司書から改善状況を聞き取り、必要な指導を行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	学校図書館の授業への利用を促進すべきもの	<p>各学校における学校図書館の授業等における利用状況について、平成19年度児童・生徒の読書の状況及び学校における読書活動等に関する調査によっても、組織的に学校図書館を授業に利用している学校は19.9%に過ぎない。</p> <p>しかしながら、学校では、読解力向上のための活動の推進策として、授業における図書館利用の促進を図ることが重要である。</p> <p>指導部は、各学校が、授業等における図書館利用の促進を図るよう、指導されたい。</p>	<p>学校図書館における授業での利用について、平成22年3月30日付、21教指企第1294号「都立高等学校における学校図書館の適切な管理・運営について(通知)」で、都立高等学校長あてに周知・徹底した。また、指摘事項で挙げた学校の内から青井高校、南葛飾高校及び松原高校へ主任指導主事が平成22年7月27日、8月3日、8月24日に学校訪問を実施し、管理職及び司書から改善状況を聞き取り、必要な指導を行った。</p>
教育庁	選書理由を記録し選書基準を検証すべきもの	<p>各学校は、図書館用図書を購入する場合、選書のうえ購入しているとしている。</p> <p>しかしながら、各学校の選書リストを見たところ、どの基準に基づき選書しているかを明確に記載しておらず、購入後の利用状況も追跡していないために、選書が効果的であったか、基準が適切かを検証できない状態となっており、適切でない。</p> <p>指導部は、学校が選書基準を図書毎に明らかにし、選書基準の効果を検証するよう、指導されたい。</p>	<p>図書資料の選書基準の検証については、平成22年3月30日付、21教指企第1294号「都立高等学校における学校図書館の適切な管理・運営について(通知)」で、都立高等学校長あてに周知・徹底した。また、指摘事項で挙げた学校の内から田柄高校、調布南高校、足立東高校、青井高校、葛西工業に学校訪問を実施し、管理職及び司書から改善状況を聞き取り、必要な指導を行った。</p>



対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	システムの運用を早急に開始すべきもの	<p>平成21年度、平成20年度に図書館管理システムを導入した都立学校の中で、蔵書データの遡及入力を、学校司書一人が作業を行っていることから、システムへの入力に時間を要し、図書館管理システムの運用開始を監査日から1年後としている事例が認められた。</p> <p>また、図書館管理システムの導入により利用可能となるデータの図書館運営への活用方針についても、現在決まっていないとのことであるが、司書教諭を中心として検討すべきである。</p> <p>指導部は、図書館管理システムは導入しているものの、当分の間未稼働の学校に対して、図書館システムを早急に運用開始させ、活用可能となるデータの活用方針を定めるよう指導されたい。</p>	<p>図書館管理システム導入校への蔵書データの登録及び活用については、平成22年3月30日付、21教指企第1294号「都立高等学校における学校図書館の適切な管理・運営について(通知)」で、都立高等学校長あてに周知・徹底した。また、指摘事項で挙げた学校の内から青井高校、葛西工業高校に学校訪問を実施し、管理職及び司書から改善状況を聞き取り、必要な指導を行った。</p>
教育庁	個別図書の貸出を分析し選書基準を検証すべきもの	<p>都立学校の約50%が、なんらかの図書館管理システムを導入している。</p> <p>これらのシステムでは、どの本がよく貸し出され読まれたかという集計機能を備えている。この機能は、集計する期間、集計するランク等が自由に設定できる仕様になっている。</p> <p>指導部は、図書館管理システムを導入している学校に対し、システムを活用し、個別図書の貸出回数等の集計・分析することで、選書基準を検証するよう指導されたい。</p>	<p>図書館管理システム導入校における図書の貸出の分析及び選書基準の検証については、平成22年3月30日付、21教指企第1294号「都立高等学校における学校図書館の適切な管理・運営について(通知)」で、都立高等学校長あてに周知・徹底した。また、指摘事項で挙げた学校の内から統括指導主事が、荒川商業、江戸川高校に電話により管理職から改善状況を聞き取り、必要な指導を行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	亡失図書の削減策を検討すべきもの	<p>平成20年度末での亡失（蔵書点検により不在となり、そのまま一定年数が経過）による学校図書館所蔵図書の除籍の状況について見たところ、多数の図書の除籍を行っている事例が認められた。</p> <p>現在、学校図書館の開館時は、学校司書あるいは司書教諭がおり、彼らが不在の場合は、閉館にするか、他の図書館運営に携わっている教員がその代役を果たしているため、図書館の管理体制はある程度は整備されているものと考えられるが、亡失図書の発生をさらに抑制するためには、入館者・退館者に対する十分な注意、亡失が判明した図書の迅速かつ十分な追及・捜索の実施が必要である。</p> <p>指導部は、学校に対し、その削減策について検討するよう、指導されたい。</p>	<p>亡失図書の削減策については、平成22年3月30日付、21教指企第1294号「都立高等学校における学校図書館の適切な管理・運営について（通知）」で、都立高等学校長あてに周知・徹底した。また、指摘事項で挙げた学校の内から統括指導主事が、墨田川高校に電話により管理職から改善状況を聞き取り、必要な指導を行った。</p>
教育庁	除籍事由を明確にすべきもの	<p>学校における図書館所蔵図書の除籍状況について見たところ、各学校において、図書の除籍基準は作成しているものの、除籍についての組織だった検討を行っていない事例、除籍の事由が明確でない事例が認められた。</p> <p>指導部は、学校が除籍（廃棄等）対象図書について組織的な検討を行ない、明確な除籍事由を付したうえで、除籍するように指導されたい。</p>	<p>除籍事由の明確化については、平成22年3月30日付、21教指企第1294号「都立高等学校における学校図書館の適切な管理・運営について（通知）」で、都立高等学校長あてに周知・徹底した。また、指摘事項で挙げた学校の内から主任指導主事が、調布南高校、足立東高校、葛西工業高校に学校訪問を実施し、管理職及び司書から改善状況を聞き取り、必要な指導を行った。</p>
教育庁	レファレンス記録を整備すべきもの	<p>学校図書館のレファレンス記録の整備状況について見たところ、回答内容まで正確に記録している学校図書館がある一方、質問内容のみ記録している事例、記録がない事例も認められた。</p> <p>レファレンス記録の整備は、同様の照会に対して、迅速かつ統一した回答及び指導を行うことができること等、生徒の学校図書館及び他の公共図書館の利用の向上に役立つものである。</p> <p>指導部は、各学校に対し、レファレンス記録の整備について、指導されたい。</p>	<p>学校図書館のレファレンス記録の整備については、平成22年3月30日付、21教指企第1294号「都立高等学校における学校図書館の適切な管理・運営について（通知）」で、都立高等学校長あてに周知・徹底した。また、指摘事項で挙げた学校の内から主任指導主事が、青井高校、南葛飾高校に学校訪問を実施し、管理職及び司書から改善状況を聞き取り、必要な指導を行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	公共図書館等との連携を検討すべきもの	<p>今回、行政監査の対象とした都立高等学校44校のうち、近隣の公共図書館に団体貸出の登録を行い、図書資料の貸出を受けている学校は、5校にとどまっている。</p> <p>一方で、自校の図書館が所蔵していない図書について、教員・生徒に対するレファレンスに当たり近隣の公共図書館等に照会し、資料の貸出を受けているが、団体貸出の制度を利用せず、学校司書の人的つながりによって行っている事例が見受けられた。</p> <p>学校司書の人的つながりによらず、他の公共図書館等との連携についての体制作りを検討するよう、指導部は学校を指導されたい。</p>	<p>公共図書館等との連携については、平成22年3月30日付、21教指企第1294号「都立高等学校における学校図書館の適切な管理・運営について(通知)」で、都立高等学校長あてに周知・徹底した。また、指摘事項で挙げられた学校の内から主任指導主事が、松原高校に学校訪問を実施し、管理職及び司書から改善状況を聞き取り、必要な指導を行った。</p>
教育庁	PCLL教室の整備方針を改めるべきもの	<p>各学校におけるPCLL教室及びPCLL教室への未更新校の利用状況等を見たところ、PC教室機能またはLL教室機能のいずれか1室で足りるとする学校、CALL教室1室では不足する学校など、各学校におけるPCLL教室、LL教室及びPC教室の必要度や活用方法は様々である。</p> <p>各学校の事情を考慮せず、PCLL教室を一律各校1教室配備する方針は、実態に即していない。</p> <p>(注)CALLシステムとは、コンピュータを活用した語学練習装置</p>	<p>PCLL(CALLシステム)教室の整備について、「学級数の多い学校(24学級以上)」及び「外国語コース設置校」を第二CALLL教室配備の対象校とすることを、平成21年度事務事業評価に盛り込んだ。</p> <p>これに伴い、21教学高第1775号「平成22年度LL装置及びLAN・CALLLシステムの取扱いについて」により、平成22年度は外国語コース等の設置校に対して第二CALLL教室を導入することとした。</p>
教育庁	造改修箇所の選定過程を検証すべきもの	<p>都立学校教育部及び東部、中部、西部の学校経営支援センターは、都立学校からの造改修要望については、建築基準法等の法令違反及び危険のあるものを優先して造改修を行っている。</p> <p>しかしながら、優先して対応すべき事例にもかかわらず、監査日現在、具体的な対応が定まっていなかった。そこで、部及び各センターにおける造改修要望の選定過程を見たところ、造改修の対象としない場合について、理由が明確になっていない。</p> <p>部は、造改修箇所の選定過程を検証されたい。</p>	<p>造改修事業に係る工事計画については、各センター毎に異なっていた判定基準の統一化を行い、判定過程がより明確になるよう見直しを図った。</p> <p>工事対象としない案件については、学校からの要望件数が年間3,000件程度にのぼることから、ヒアリングや現地調査等において、選定基準や工事対象としない理由を、さらに丁寧に説明していく。</p>

〔平成21年行政監査（水道事業における監理団体への業務委託について）〕

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
水道局 (東京水道 サービス株 式会社)	工事完了後 の工事(完成) 検査申込みを 速やかに行わ せるべきもの	<p>八王子、立川、小平、多摩の各サービスステーションにおいて、工事(完成)検査の状況を確認したところ、監査日(平成21.10.28~11.2)現在、工事完了予定から半年~1年半程度も経過しており、既に水道使用者が入居済みとなっているにもかかわらず、未だ事業者から工事(完成)検査の申込みがないこと等から、検査が行われていない事例(案件)が認められた。</p> <p>工事(完成)検査の申込みは事業者の責務であり、工事完成後、速やかに検査を受けさせる必要がある。</p> <p>各サービスステーションは、工事完了後の工事(完成)検査申込みを速やかに行わせられたい。</p> <p>また、局は、各サービスステーションとの情報連絡を密にし、検査申込みが遅延している事業者へ適正な指導を行われたい。</p>	<p>各サービスステーション(東京水道サービス株式会社)は、検査申込手続を行うよう各指定事業者へ通知し、平成22年3月末をもって、指摘13件すべてについて工事検査申込み及び工事(完成)検査が完了した。</p>
水道局	工事完了後 の工事(完成) 検査申込みを 速やかに行わ せるべきもの	<p>八王子、立川、小平、多摩の各サービスステーションにおいて、工事(完成)検査の状況を確認したところ、監査日(平成21.10.28~11.2)現在、工事完了予定から半年~1年半程度も経過しており、既に水道使用者が入居済みとなっているにもかかわらず、未だ事業者から工事(完成)検査の申込みがないこと等から、検査が行われていない事例(案件)が認められた。</p> <p>工事(完成)検査の申込みは事業者の責務であり、工事完成後、速やかに検査を受けさせる必要がある。</p> <p>各サービスステーションは、工事完了後の工事(完成)検査申込みを速やかに行わせられたい。</p> <p>また、局は、各サービスステーションとの情報連絡を密にし、検査申込みが遅延している事業者へ適正な指導を行われたい。</p>	<p>多摩水道改革推進本部は、東京水道サービス株式会社に対して、平成21年12月7日付通知にて、事業者を指導すること、指導に従わない場合は各給水管理事務所に報告することを指導した。</p> <p>また、各給水管理事務所に対して、同日付通知にて、東京水道サービス株式会社から指導に従わない事業者に関する報告があった場合は、速やかに指定事業者を指導するよう周知した。</p> <p>その結果、平成22年3月末をもって、指摘13件すべての工事検査の申込み及び工事(完了)検査が完了した。</p>

〔平成21年行政監査（東京港臨海地域における公の施設の管理運営について）〕

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
港湾局 (有明テニス・マネージメントチーム、日本野鳥の会グループ、東京港埠頭株式会社)	災害時において迅速かつ適切な対応がとれるよう努めるべきもの	<p>有明テニスの森公園ほか3施設の指定管理者は、東京都地域防災計画に基づいた災害への対応について、事業計画書において、取組内容を定めた上で、マニュアルの作成及び訓練の実施を行うとしている。</p> <p>しかしながら、実施結果について見たところ、マニュアルに取組内容が反映されていないものがあるとともに、訓練が行われていないために、災害時において迅速かつ適切な対応が見込めないものが認められた。</p>	<p>(客船ターミナル) 平成22年6月30日実施の「自衛消防及び災害訓練」で帰宅困難者待機場所の指定及び近隣被害状況調査に関する情報伝達訓練を実施した。</p> <p>(その他の施設における災害対策マニュアル) 災害用品の保管場所等について、それぞれのマニュアルに記載した。</p>
港湾局 (東京港埠頭株式会社)	晴海客船ターミナルのレストランスペースの利用者誘致活動についてより一層積極的に取り組むべきもの	<p>晴海客船ターミナルレストランスペース(7・8階)については、平成10年度から未使用となっている。指定管理者は、誘致に向けた環境整備にも努めているものの、指定管理期間の4年目である現在、未だ誘致が実現していない。</p> <p>レストランスペースの利用者誘致活動は、管理運営基準に規定されており、また、誘致は、食堂事業者だけでなく、イベント事業者への誘致も含まれることから、指定管理者は、ホームページに募集広告を掲載するなどの低コストで幅広いPRを行うとともに、誘致圏の現状、成功事例、利用者のニーズ把握等のマーケティング調査から誘致対象を考える、対象となる事業者にダイレクトメールを送付するなど、より積極的な取組を展開する必要がある。</p>	<p>飲食業・イベント業・不動産業など6社にレストランスペースのマーケティング調査を実施し、有効活用について提案を行った。</p> <p>また、平成22年7月21日よりホームページ上で調査結果を踏まえ当該物件の魅力(眺望)を強調した広告文を使ったレストランスペースのテナント募集を開始した。</p>
港湾局 (有明テニス・マネージメントチーム)	有明テニスの森公園における有料施設の利用料金の取扱いを適正に行うべきもの	<p>有明テニスの森公園の指定管理者は、自主事業として2つのテニス教室を実施しているが、テニス教室の実施に伴うテニスコート利用料金について見たところ、有明ベイサイドアカデミーについては、「営業目的の利用」の利用料金を適用せず「一般利用(その他)」としている。</p> <p>これについて、講習の対価として料金を徴収しており、テニスコートを利用するものであることから、取扱方針に定める講習利用となり、「営業目的の利用」の利用料金を適用すべきであるにもかかわらず、「営業目的の利用」の利用料金を適用していないのは適正でない。</p>	<p>平成22年3月31日付で取扱方針の改訂を行った。これに基づき指定管理者が自主事業として行うテニス教室の実施に伴うテニスコートの利用料金については、平成22年4月利用分から適正な料金を徴収している。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
港湾局 (東京港埠頭株式会社、東京港埠頭・テレポートセンターグループ)	目標管理体制をより一層機能させるよう努めるべきもの	<p>事業実施結果及び分析・反映等について見たところ、次のような問題点が認められた。</p> <p>ア 晴海客船ターミナル</p> <p>(ア)都民クルーズ乗船客630人を除く5,845人に対して利用者満足度調査を行っていない。</p> <p>(イ)利用者満足度調査について、「その他」や「不満」の回答に対して、詳細内容の調査をしていない。</p> <p>(ウ)緊急時対応について、月例報告・年度報告により報告していない。</p> <p>イ 竹芝客船ターミナル</p> <p>(ア)毎年、同じ要望があるにもかかわらず、その結果の検討・対応が組織的に十分なされていない。</p> <p>(イ)無料広告媒体である地域情報誌2誌に対して、イベント等の掲載依頼をしているが、原稿締切に間に合わず掲載が実現しない状況が、平成19年より2年続いている。</p>	<p>(晴海客船ターミナル)</p> <p>(ア)本年3月に寄港する船舶への乗船客アンケート調査を実施した。</p> <p>(イ)利用者満足度調査の留意点などを盛り込んだ「お客様ニーズ対応マニュアル」を改定した。</p> <p>(ウ)進行管理表で管理し月例報告により報告した。</p> <p>(竹芝客船ターミナル)</p> <p>(ア)改定した「お客様ニーズ対応マニュアル」に基づき、四半期ごとに集計した調査結果を係内会議で検討しその検討結果を所内会議・本社会議で報告した。</p> <p>(イ)進行管理表で管理し所内会議で検証した。</p> <p>年度当初に締切を確認、締切一週間前までに所内会議で内容を確認、締切3日前までに相手方と打ち合わせする体制を構築</p> <p>その結果、6月に竹芝客船ターミナルで実施した『ネオ屋台村』イベントについては、港区『kissポート誌6月号』に掲載された。</p>
港湾局 (日比谷アメニス南部地区(18公園)グループ)	オートキャンプ場の利用形態の見直しを検討すべきもの	<p>城南島海浜公園の利用形態について見たところ、指定管理者は、オートキャンプ場については、グループによる騒音の苦情により家族限定としており、団体及びグループでの利用は受け付けないとしている。</p> <p>しかしながら、グループによる騒音発生は、隣接キャンプ場においても同様の状況であること、オートキャンプ場の利用者数が、減少傾向であり、グループを受け付けることにより、利用者及び収入の増となることなどから、区域によって利用層を分ける、又は、利用者の少ない平日は、団体及びグループも可とするなど、オートキャンプ場の利用形態の見直しを検討すべきである。</p>	<p>オートキャンプ場の利用形態については利用者アンケートを実施した結果、家族限定での利用形態を希望する回答が大多数であった。またオートキャンプ場の利用者数については平成20年度以降増加傾向にあることから、これまで同様に家族限定の利用とする。</p> <p>また、家族単位での予約をした上で、3家族まで隣同士のサイトでの利用を可とする運用を行い、利用促進をしている。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
港湾局	おだいばビーチについて都民のより広い利用を検討すべきもの	<p>東部地区公園グループ(18公園)の管理運営方針において、お台場海浜公園にある「おだいばビーチ」のレクリエーション水域はウィンドサーフィン専用とされており、カヌー等他のマリンスポーツの利用は禁止されている。</p> <p>しかし、現在のウィンドサーフィンの利用状況は、海の荒れる日を除き冬季や雨の日でも可能なスポーツであるにもかかわらず、周辺の開発により高層建築物が建設され、風が弱まったことなどから、利用のない日が年間224日あり、利用が少ない状況となっている。</p> <p>局は、ウィンドサーフィンによる利用との調整を図るなどして、ビーチにおける他のマリンスポーツによる利用を認め、都民のより広い利用を可能にするよう検討されたい。</p>	<p>お台場海浜公園のレクリエーション水域における他のマリンスポーツの利用を検討したが、水上事故等に対する安全確保が困難であることから、他のマリンスポーツについてはイベント開催による利用拡大を図ることとした。</p> <p>なお、今夏(8/9~8/22)において、「GREEN TOKYO HELLO KITTY &amp; FRIENDS」という大イベントを、ウィンドサーファとの調整を図り開催するなど、今後もレクリエーション水域の利用を拡大するため、ウィンドサーフィンとの共生を図っていく。</p>
港湾局	テニスコート及び野球場の自主枠についてシステムによる予約管理を検討すべきもの	<p>有明テニスの森公園のテニスコート、大井ふ頭中央海浜公園のテニスコート等の営業時間には、東京都海上公園施行規則で定められた営業時間(以下「コアタイム」という。)と指定管理者が自主的に営業している時間帯(以下「自主枠」という。)があり、一般利用の予約申込の方法が異なっている。</p> <p>コアタイムの予約申込は東京都スポーツ施設予約システムで行うこととなっている、一方、自主枠についてはシステムが対応していないため、予約は公園管理事務所に直接電話で行うこととなっている。</p> <p>しかし、利用者側にとって、同じ施設で予約方法が違うのはわかりにくく、システムだけを見ていると自主枠の存在に気がつかない場合もある。</p> <p>このため、自主枠について、システムによる予約管理を検討すべきである。</p>	<p>スポーツ予約システムを導入している有明テニスの森公園と大井ふ頭中央海浜公園について、自主枠にシステム予約を拡充することを検討したが、以下の問題が生じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 早朝、夜間の時間帯の営業に関して、都民からの要望が多く寄せられ、これまで適宜対応してきたが、自主枠を予約システムに対応させると、要望に対し迅速な対応が困難となる。</li> <li>2. 自主枠に予約システムを対応させると、公募のたびにシステムを変更する可能性がある。</li> </ol> <p>このため、自主枠については予約システム対応を行わないが、ホームページなどで早朝・夜間の時間帯の営業時間の周知を図り、利用者の利便性に支障が生じないように努めていくものとする。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
港湾局 (有明テニス・マネージメントチーム)	有明コロシ アム利用に伴 うエアコン運 転及び屋根開 閉操作に係る 取扱いを適切 に行うべきも の	<p>有明コロシアムの利用に伴う利用料金について見たところ、次のような不適切な事例が認められた。</p> <p>ア アリーナのエアコン運転料  都が措置したアリーナのエアコンは、イベント利用に伴って運転作業が必要なものであることから、利用料金として設定する、又は指定管理業務の一部とするなどして対応すべきものであるが、指定管理者の代表団体である東京港埠頭株式会社が、会社の収益事業として、利用者から請け負い、その対価を利用料金と合わせて請求・領収している。</p> <p>イ 有明コロシアムの屋根開閉料  イベント時は、有明コロシアムの屋根の開閉作業は、利用者自らが行うこととしている。この屋根開閉作業は、 イベント時の屋根開閉操作は、有明コロシアムの利用に伴って必要なものであること、 指定管理者は、事業計画書において、有明コロシアム屋根駆動オペレーション作業監視業務及びイベント時補助業務の経費を計上していることから、利用料金として設定する、又は指定管理業務の一部とするなどして対応すべきものであるにもかかわらず、指定管理者の代表団体である東京港埠頭株式会社が、会社の収益事業として、利用者から請け負い、その対価を利用料金と合わせて請求・領収している。</p>	<p>ア)アリーナエアコンの運転料について  指定管理者から、自主事業として局に申請し、承認を得た。</p> <p>イ)有明コロシアムの屋根開閉料について  今後は、屋根開閉についての料金徴収を行わないこととし、「有明コロシアム屋根開閉運転における運営基準について」を定め、東京港管理事務所長あて報告を行った。</p>
港湾局	自主事業に係る検証を有効に行うべきもの	<p>各指定管理者は、海上公園の魅力を向上させ、利用促進を図るため、指定管理者が自ら経費を負担して行う自主事業について、年間事業計画書により提案し、局の承認を受け、実施している。</p> <p>しかしながら、自主事業の実施状況等について見たところ、複数の公園において、売店の設置等があるにもかかわらず、設置許可等を受けていないなどの不適切な事例が認められた。これらは、自主事業の内容、規模、収支等が記載された収支報告書等を確認することなどにより把握・是正できるものであるが、局は、事業報告書の検証に当たって、自主事業に関する収支報告書等を徴していないことなどから、これらの事例を把握しておらず、有効な検証が行われていない状況となっている。</p>	<p>自主事業については、平成22年度の年間事業計画書の承認にあたり、平成21年度の自主事業の収支を含めた報告書を徴し、検証した。</p>



対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
港湾局	海上公園における利用状況の把握について基準の策定を検討すべきもの	<p>海上公園の利用状況に係る報告について見たところ、次のような問題点が認められた。</p> <p>(ア) 各公園の利用者数について、合理性がないものがあり、かつ、指定管理者ごとに計数方法が異なっている。</p> <p>(イ) 局は、公園ボランティア等については、一般の利用者数には含めるべきでないとしているが、東京港野鳥公園の指定管理者は利用者を含めて計数しており、局はそれを認識していない。</p> <p>(ウ) スポーツ施設やバーベキュー広場などは、稼働率等、施設の稼働状況を把握する必要があるが、有明テニスの森公園のテニスコート以外は、利用者数のみの集計となっている。</p> <p>(エ)(ウ)のスポーツ施設等について、予約ベースの稼働率、キャンセル率及びキャンセル理由を把握していない。</p> <p>(オ) 大井ふ頭中央海浜公園等のテニスコートなどで自主的に利用時間の延長を行っている部分（自主枠）と既定の利用時間枠の利用状況については、効果を明らかにするため、別々に把握すべきである。</p> <p>(カ) 公園利用者数やイベントの参加者数が少ないなどの公園において、その原因の分析及び対応がなされていない。</p>	<p>(ア) 一般開放型の公園利用者数については、巡回などによる計測を基に、合理性を有する計数方法を定めた。</p> <p>(イ) ボランティアについては、入場者数に加えないことについて既に周知済みである。</p> <p>(ウ) 及び(オ) 次期指定管理者から別に報告様式を定めた「利用状況調査」の提出を求めることとした。</p> <p>(エ) 次期指定管理者から、スポーツ施設ごとのキャンセル件数・理由については、建設局から配信される「有料施設年間利用状況表」及び別に定めた様式の「管理運営月報内訳」等を報告させることにより、天候とキャンセル理由との関連性等を把握し、施設の最大限の有効活用に向けてとるべき対策があるかを検証・検討することとする。</p> <p>(カ) 公園の利用者数やイベントの参加者数も含め、増減理由や特徴的な点については月次報告により把握しているが、次期指定管理者の月次報告から、著しく利用者が減少した公園やイベントについては その詳細な状況や不明な点を積極的に問い合わせ、減少原因の分析及び対策を検討する。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
港湾局	客船ターミナル施設における利用状況の把握について基準の策定を検討すべきもの	<p>指定管理者は、客船ターミナルにおいて、写真展及び各種イベントを実施するなど、船客のみならず、その他の利用者の誘致、賑わいの創出及び利用促進のための取組を行っている。</p> <p>ところで、客船ターミナルの利用状況に係る報告について見たところ、船客乗降人員及び一部のイベント参加者については報告しているが、その他の利用者については計数しておらず、船客以外の利用者の誘致、賑わいの創出の取組の効果測定等、利用状況が十分に把握できない状況となっている。</p> <p>局は、報告様式を見直すとともに、利用状況の把握について基準を策定することを検討されたい。</p>	<p>平成22年2月18日付21東港運第927号通知により、利用状況の把握について基準を策定するとともに、船客乗降人員の他、イベント、行事等について参加者数が把握できるように月例報告の様式を整備し、指定管理者に通知した。</p> <p>現在、イベント開催の有無にかかわらず、毎日の来館者数が全て把握できるよう管理運営月報の中で報告させている。</p>
港湾局	海上公園における利用者満足度調査について指針の策定を検討すべきもの	<p>各海上公園では、利用者アンケートを実施しているが、次のような問題点が認められた。</p> <p>(ア) アンケートの項目に基礎的な項目である、年代、利用回数、広報媒体、利用交通機関等の設問がない。</p> <p>(イ) 「その他」や「不満である」などは、その具体的な内容を把握する必要があるが、その内容を記載する様式となっていない。</p> <p>(ウ) 利用者数に比して調査数が少ない。</p> <p>(エ) 調査対象を合理的な理由なく限定している。</p> <p>(オ) 利用者満足度調査は、その結果の検証により、施設の課題を分析し、改善策の実施等の目的を果たすためのものであり、指定管理者は組織的にその進行管理を行う必要があるが、組織的な検証が十分なされていない。</p> <p>局は、指定管理者を指導するとともに、アンケートの方法、対象、項目、内容、時期等、利用者満足度調査について指針の策定を検討されたい。</p>	<p>各指定管理者に対し、平成22年9月10日付で「海上公園における利用者満足度調査(利用者アンケート)の取扱いについて」を通知し、</p> <p>(ア) 必須の調査項目として年代、利用回数、広報媒体、利用交通機関等の設問を定めた。</p> <p>(イ) 「その他」や「不満である」の回答の場合、より具体的な内容を記載するため記入枠を設定するとともに、記入者には記載を促すなど誘導することとし、問題点の把握に努めより具体的な対応を図ることとする。</p> <p>(ウ) アンケート調査数については、指定管理者に対し調査数を増やすべく指示をした。</p> <p>(エ) 調査項目については、公園やイベントの特殊性により変更できるように、必須項目と調査することが望ましい項目を設定した。</p> <p>(オ) 指定管理者からアンケート調査の結果を分析・検証するため、一般利用は一定期間ごとにイベントはその都度調査内容を分析させ、その結果を月次報告させることとした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
港湾局	管理業務内容を明確にするとともに経費負担を適切に行うべきもの	<p>局は、東京都港湾管理条例第19条に基づき、棧橋の係留許可に係る使用料を徴収しており、係留に伴い、夜間等には照明の点灯を行っている。ところで、青海及び有明客船ターミナルには海上バス等の発着に使われる棧橋があり、各棧橋の操作設備は各客船ターミナル内に存在する。</p> <p>しかしながら、各客船ターミナルの管理基準等に設備管理業務の内容が明確に記載されていないことなどから、指定管理者が、本来、港湾管理者の業務である棧橋の係留許可に伴う照明点灯業務なども行っている。この結果、この照明に係る電気料金が、指定管理業務の対価である委託料により負担されている状況となっている。</p> <p>局は、管理業務内容を明確にするとともに経費負担を適切に行われたい。</p>	<p>次期指定管理者の公募等にあたり管理運営基準を見直し、係留施設の保安灯等の夜間点灯の操作作業を指定管理業務の一環として行うこと及び電気料金の取扱いについて、設備管理業務の取扱内容を明確にした。</p>
港湾局	指定管理業務に係る委託料を適切に算出すべきもの	<p>局は、指定管理者と基本協定を締結し、年度協定を締結して、委託料を支払っている。</p> <p>ところで、晴海客船ターミナル及び竹芝客船ターミナルの委託料について見たところ、光熱水費には、指定管理対象外の使用許可施設の光熱水費相当額を含めたものとなっていることが認められた。</p> <p>しかしながら、指定管理対象外の施設の光熱水費相当額を含めているのは、適切でない。</p> <p>局は、指定管理業務に係る委託料を適切に算出されたい。</p>	<p>次期指定管理者の公募等にあたり、管理運営基準を見直し、指定管理対象外の定期使用許可施設等の光熱水費については、委託料には含まないことを明記した。</p>
港湾局	晴海客船ターミナルの遊休等となっている施設の取扱いを検討すべきもの	<p>晴海客船ターミナルには、事務室、店舗、食堂等の客船ターミナルの機能増進に資する施設が設置されており、局は、これらについて、指定管理者に管理運営させるのではなく、他の事業者の使用許可している。</p> <p>しかしながら、これら施設の使用状況について見たところ、監査日（平成21.9.18）現在、使用料負担、交通不便、利用者減少などの理由から、使用されず、今後も使用の見込みがないため遊休施設となっているもの、また、利用者減少及び管理上の理由から、未使用及び使用頻度が少ない施設となっているものが認められた。</p> <p>局は、遊休等となっている施設について、指定管理者による客船ターミナルの管理に含めて一体管理させることなど、その取扱いについて検討されたい。</p>	<p>次期指定管理者の公募にあたり、管理運営基準を見直し、一般使用許可だけでなく定期使用許可についても指定管理者の業務とし、施設の許可業務を指定管理者に行わせること及び都の承諾のもと指定管理者が自主事業として遊休施設を利用できることなど、指定管理者による一体的・戦略的な管理運営が可能となった。</p>

〔平成21年財政援助団体等監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
生活文化局 指摘時は、生活文化スポーツ局	局が所有するシステムを適正に管理すべきもの	<p>局は、財団法人東京都歴史文化財団に対し、局が所有するシステムを利用させている。東京都著作権取扱要綱によれば、プログラム等の著作物の利用の許諾をする場合には、利用許諾契約を締結することとされているが、局は東京都江戸東京博物館外5施設の管理運営に関する基本協定をもって、利用許諾契約に代わるものとしている。</p> <p>しかしながら、この基本協定には、著作権の帰属、瑕疵担保、システム改修（再構築）時の取扱い等に関する規定が定められておらず、財務局が定めた標準の利用許諾契約書に比べて不十分なものであることや、利用許諾契約を締結する際に事前に総務局行政改革推進部及び財務局財産運用部長に協議していないなどの問題が見受けられた。</p>	<p>本システムを適正に管理するため以下のとおり手続きを進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年8月6日付で東京都歴史文化財団から、平成22年8月10日付でシステム改修業者から、財産引渡書を徴収し、本件システムに係る著作権が都に帰属するものであることを確認した。</li> <li>これを受け、財団と平成22年9月10日付22生文企第85号により、システム利用許諾に関する覚書を締結するとともに、公有財産台帳を整備した。覚書締結に当たっては、財務局が定めた標準利用許諾契約書様式によりシステム改修時の取扱い等について明確化し、総務局行政改革推進部及び財務局財産運用部と協議を行った。</li> </ul> <p>今後システムに関して改修等を行う場合には、定められた手続きを確実にし、システムを適正に管理する。</p>
福祉保健局	預託金の適切な資金運用を指導すべきもの	<p>福祉保健局は、平成18年5月、社会福祉法人Aに対して、都が設置した児童養護施設の運営を移譲するにあたり、安定した施設の運営を確保する上で必要となる修繕積立金及び備品購入積立金（4,862万370円）を預託した。</p> <p>ところで、預託された当該積立金の資金管理状況を見たところ、平成20年度末における積立金残高3,924万1,765円は全額が普通預金となっているが、年度内に執行が見込まれない資金を定期性預金で運用することは十分に可能であることから、法人が預託金を計画的かつ効率的に資金運用していないことは適切でない。</p> <p>局は、法人に対して預託金を適切に資金運用するよう指導されたい。</p>	<p>局は、補助対象団体に対して、年度内に執行が見込まれない資金など、定期性預金の活用が可能な場合には、効果的な資金運用を行うよう指導した。</p> <p>これを受け、A法人では、積立金について見直しを行い、その残高のうちの3千万円については、定期性預金で運用することとし、平成22年9月3日開催の理事会に諮り、了承が得られたことから、現在、修繕積立金として1,500万円、備品購入積立金として1,500万円を定期預金としている。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局 (社会福祉 法人東京都 社会福祉事 業団)	指定管理者 制度及び積立 金の目的を踏 まえ、効率的 に管理運営を 行うべきもの	<p>本来、事業団は、年度ごとに支払われる指定管理料によって施設の管理運営を行い、突発的な施設の改修などで指定管理料が不足することが明らかになった場合に、積立金を取り崩して執行すべきである。</p> <p>しかしながら、局が指定管理料の用途を細かく指定しているため、施設ごとには事務費と事業費との間での流用が行われているものの、施設の間では人件費以外の流用は行われておらず、事業団の裁量で執行する余地は少ない状況となっている。</p> <p>事業団が、自らの能力と責任によって可能な限り効率的に管理運営を行っていきけるよう、同種の施設間での流用については裁量の余地を広げるべきである。</p>	<p>局は、指定管理料の執行状況等を踏まえて積立金の取り崩しを適切に行うことなど、「東京都社会福祉事業団における積立金等（積立金・繰越金）処理基準」を改正した。</p> <p>これを受け事業団では、平成22年度の予算編成に当たり、指定管理料に見積られなかった修繕等のための費用について、各施設の予算の流用等により対応することとし、局は、予算執行状況を調査し、これまでの間、事業団が適切に対応していることを確認した。</p> <p>また、事業団は、局からの指導により、本指摘の主旨を踏まえ、積立金の取崩しは、突発的な施設の改修などで指定管理料が不足することが明らかになった場合とするよう、徹底していくこととしている。</p>
産業労働局 (社団法人 東京都農住 開発協会)	公益法人会 計基準に基づ き財務諸表を 作成すべきもの	<p>平成19年度及び平成20年度の東京都農住開発協会の財務諸表を見たところ、適正でない事例が認められた。</p> <p>ア 引当金の要件を満たしていない一般定期引当金を計上し、計上すべきである賞与引当金を計上していない。</p> <p>イ 都等からの出えん金を指定正味財産として整理していない、及び資産の科目間での振り替え案件を正味財産増減計算書に計上していた。また、経常費用とすべき什器備品減価償却額を経常外費用に計上していた。</p> <p>ウ 財産目録に預金ごとの金額、種別、取引金融機関支店名等の表示がない。</p> <p>エ 着手金を支払った場合は、前金払いとして計上すべきところ、その時点で、費用として計上していた。また、着手金を除く、契約金額について債務が確定していないのに未払い金として計上していた。</p>	<p>財務諸表の事項は、平成22年1月に開催した監査結果対応検討会議で検討の上、以下のとおり対応し、平成21年度決算にて適切に計上した。</p> <p>(ア) 一般定期引当金は引当金計上しない。また、賞与引当金は引当金計上した。</p> <p>(イ) 都からの出えん金については、指定正味財産として整理した。 一般定期預金取崩収入を正味財産増減計算書に計上しない。 什器備品原価償却額は、経常費用に計上した。</p> <p>(ウ) 財産目録に、預金ごとの金額、種別、取引金融機関支店名等を表示した。</p> <p>(エ) 平成21年度においては、着手金の発生はなかった。 なお、今後、着手金が発生した場合には、前払金として計上し、残りの支払いについては、債務の確定時に未払金として計上する。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
産業労働局 (東京都漁業信用基金協会)	賞与引当金を適正に算出するための規程を定め、賞与引当金を適正に計上すべきもの	<p>東京都漁業信用基金協会は、東京都漁業信用基金協会会計規程第4条に基づき、賞与引当金を事業年度の期末に計上しているが、平成20年度末に計上された引当金の算出根拠には、次のような問題点が見受けられた。</p> <p>賞与の算定期間(支給対象期間)が定められておらず、翌年度(平成21年度)の賞与支給予定額の全額が計上されている。</p> <p>平成20年度末に在籍していない職員の引当金を計上している。</p>	<p>東京都漁業信用基金協会職員給与規程を改正し、同規程第21条第3項に基づき、平成22年度に支給する夏季賞与(6月支給)については、平成21年12月1日から22年5月末日までを支給対象期間として算定することになっている。</p> <p>そのため、平成21年度決算において計上する引当金の算出は、平成21年12月1日から22年3月末日までの4か月間に係る金額となることから、現在、在籍している職員2名の夏季賞与支給見込額のうち、相当期間分を引当金として繰り入れた。</p>
産業労働局 (財団法人東京都農林水産振興財団)	ソフトウェアを固定資産として管理すべきもの	<p>財団法人東京都農林水産振興財団は、平成20年度に補助金により、会計システムのソフトウェアについて仕様改善委託を行い、法改正対応(580万1,250円)と機能の追加(199万5,000円)を行っている。</p> <p>しかしながら、財団の固定資産を確認したところ、この会計システムに係わるソフトウェアについて、固定資産としての管理がなされていないことが認められた。</p>	平成21年度決算においてソフトウェアとして資産計上し、無形固定資産として管理している。
東京消防庁	物品の管理を適正に行うべきもの	<p>東京都物品管理要綱第6条によれば、物品の管理は、物理的に独立した物をその品名ごとに単品管理することを原則としている。ただし、一品名で管理することが適当であると会計管理者が認めるものについては、一式管理ができる。</p> <p>しかしながら、庁は、会計管理者の承認を得ないまま、一式管理を行っているため、公益財団法人東京防災指導協会に貸与している個々の物品について、数量、金額等がわからず、現物でしか確認できない状況である。</p>	<p>協会に貸与している個々の物品について、数量、金額等内容の確認を行った。</p> <p>物品の管理方法について、会計管理者に照会した結果、単品管理をするよう指導を受けたため、物品管理システムの変更手続きを行った。</p> <p>今後も、物品の管理を適正に実施していく。</p>

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
東京消防庁 (公益財団 法人東京防 災指導協会)	委託契約に 基づく物品の 事務処理を適 正に行うべき もの	<p>東京消防庁は、公益財団法人東京防災指導協会と池袋防災館ほか2か所の防災館の業務委託契約(契約金額:4億5,437万7,000円、契約期間:平成20年4月1日~平成21年3月31日)及び消防博物館の業務委託契約(契約金額:1億3,750万8,000円、契約期間:平成20年4月1日~平成21年3月31日)を締結している。</p> <p>契約書第8条によれば、協会は、本契約の委託料で購入した物品を、契約終了後、速やかに現在高調書で庁に報告することになっているが、防災学習装置の一つである液晶テレビ3台及びオゾン脱臭器について、現在高調書で報告していない。</p>	<p>オゾン脱臭器については、備品であるとの認識をし、平成21年12月28日に協会から現在高調書の提出を受け、これに基づき物品としての出納手続きを行った後、物品管理システムに登録した。</p> <p>防災学習装置について、会計管理者に照会した結果、単品管理するよう指導を受けたため、物品管理システムの変更手続きを行った。</p> <p>今後も、協会に対し指導を徹底するとともに、物品の管理を適正に実施していく。</p>

〔平成21年各会計定例監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
財務局	土地の貸付料の調定を適切に行うべきもの	<p>財産運用部は、東京都公有財産規則により、普通財産である土地を貸付けており、貸付に当たり、四半期毎に納入通知書を賃借人に送付している。</p> <p>しかしながら、貸付料の歳入調定について見たところ、年度当初、若しくは、各四半期の初日に、1年分の貸付料または3か月分の貸付料の調定を直ちに行うべきところ、その全てについて、納入通知書の発行日に調定を行っているため、各四半期の当初月分の債権について、調定が遅延している期間（1か月程度）は、債権管理を行っていない状況となっている。</p>	<p>平成21年度第4四半期の地所賃貸料の歳入調定から、各期初に行うよう事務処理を見直した。</p> <p>また、平成22年度第1四半期以降については、調定後、売却等により債権額に変動があった場合には、その経緯を記載することとした。</p>
財務局	滞納整理事務を適切かつ効率的に行うべきもの	<p>財産運用部が所管している債権の滞納（滞納額：平成21.5.14現在、1,063件、4,640万8,688円）整理事務について、次の適切でない事例が認められた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地の貸付料の滞納整理について、「地所賃貸料の滞納整理に関する事務取扱いについて」を定めているが、交渉経緯の記録がない、滞納者との折衝が長期間行われていない等、事務取扱いに基づいた処理を行っていない。</li> <li>2 違法物件措置代執行費用、延滞金等の滞納整理について、具体的な事務処理方法である基準等を整備していないため、滞納の発生から現在までの交渉経緯の記録がない、時効の完成時期を把握していないことから、適切に時効を中断できない等の状況が生じている。</li> </ol>	<p>財務局債権管理事務取扱要綱が平成22年4月1日に施行されたことを受け、「地所賃貸料の滞納整理に関する事務取扱いについて（平成8年財務局財産運用部長決定）」を全部改正し、また「代執行費用の徴収金に係る滞納整理に関する事務取扱い（平成22年財務局財産運用部長決定）」及び「代執行費用の徴収金に係る延滞金の滞納整理に関する事務取扱い（平成22年財務局財産運用部長決定）」を制定して、いずれも平成22年4月1日付で決定・施行した。</p> <p>これらの規定に基づき、地所賃貸料長期滞納者に対するの訪問催告や納付相談等による折衝を行い、債権回収を進めている。</p>
病院経営本部	職務住宅使用料等を速やかに徴収すべきもの	<p>松沢病院において、職務住宅使用料等の徴収状況について見たところ、監査日（平成21.5.26）現在、職員による滞納（26件、13万5,645円）が存在しているにもかかわらず、催告を行っていないことが認められた。</p>	<p>指摘のあった26件について、全て徴収を完了した。</p> <p>また、再発防止のため、平成22年2月に院内マニュアル「職務住宅使用料等の職員に係る未収金の取り扱いについて」において、院内事務処理の流れを定め、これに基づいて職員の未収金管理を行っている。</p>



対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	道路占用料（一般占用）の収入管理を道路占用物件管理システムにより行うことについて検討すべきもの	<p>道路占用物件管理システムに納入通知書の発行等の機能を付加することで、調定及び収入管理を行うことができ、これにより管理すれば、財務会計システムに調定金額・債務者情報を重複して入力する手間を省くことができ、また、収入未済の場合の滞納案件の特定なども自動的に行うことができるなど、道路占用料の収入管理事務を効率的に行うことができる。</p> <p>道路管理部は、システム改修に伴う費用を勘案の上、事務の効率化の観点から、道路占用料（一般占用）の収入管理を道路占用物件管理システムにより行うことについて検討されたい。</p>	<p>当該システムで収入管理を行うための改修には、一定の費用がかかることに加えて、新たに納付情報登録及びバッチ処理等の事務処理が発生することとなる。</p> <p>このため、当該システムは、占用物件の台帳として活用することとし、収入管理については、財務会計システムに一本化することが最も効率的であると判断し、実施しているところである。</p>
水道局	工事負担金等の収入を適切に管理すべきもの	<p>給水部では、道路整備・再開発事業などに伴い、配水管の敷設替等の工事を実施する場合に、工事費用の負担等を取り決める協定書を事業の施行者と締結している。また、水道契約者の依頼に基づきメータの隔測装置を設置する場合には、同様の協定書を契約者と締結している。</p> <p>ところで、部におけるこれらの協定に基づく工事負担金の請求状況について見たところ、当該工事は既に完了し、工事を担当した支所から精算額が通知されているにもかかわらず、請求事務が遅滞したことにより収入が大幅（半年程度）に遅れているもの、請求はしているが、催告を行っていないために収入が大幅に遅れているものが認められた。</p>	<p>工事負担金等収入にかかると事務処理の進行管理を強化するため、管理体制を整備したことと合わせ、平成22年3月12日付けで給水部における統一的な事務処理手法を定め、事務処理の改善を図った。</p> <p>指摘5件の未収入案件のうち4件については、すべて収入した。残り1件については、適正な進行管理により、継続的に収入を図っている。</p>
教育庁	ICT化計画により整備したハードウェアを有効に活用すべきもの	<p>教育庁は、平成20年度から授業のICT化のため、全都立学校に校内LAN等の整備とICTセンターの整備を実施している。</p> <p>ところで、授業におけるICTの活用にあたっては、教材を作成し、これを共有して活用することが不可欠であるが、指導部は、インターネットによる公衆送信の方法により教材を共有しようとしたため、著作権料の見込みが予算を上回り、平成20年度はICT用教材の借り上げができなかった。</p> <p>部は、ICT用教材の作成及び共有の方法を検討し、計画により整備したハードウェアを有効に活用されたい。</p>	<p>部は、委託により1,116個のICT用教材（学習コンテンツ）を作成し、学習コンテンツ活用システムに格納して、都立学校教員対象の研修において活用している。また、コンテストを開催して、教員自身の作成によるコンテンツの充実にも努めており、現在、1,400余りのコンテンツが登録されている。このうち、一般公開エリアで閲覧できるコンテンツは400余りとなっている。今後も、引き続きコンテンツの充実を図り、ICT機器の活用促進につなげていく。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	修繕内容を確認の上、精算を行うべきもの	<p>維持管理事務委託の契約の締結、委託料の概算払いと精算等の事務については、中部学校経営支援センターが行っている。</p> <p>ところで、各学校で修繕の必要が発生した場合、公社に修繕依頼をして、公社が指定工事店に修繕を発注するが、その工事内容について見たところ、修繕内容と照らして工事金額が適切であるかを確認できない状態となっている。このため、センターは修繕内容とそれに対応する工事金額となっているかを確認しないまま、概算払いした委託料の精算を行っており、適正でない。</p> <p>センターは、修繕工事の詳細を確認の上、精算を行われない。</p>	<p>工事に係わる項目・数量・単価・平面図等の確認の方法について、工事を実施した工事店が東京都住宅供給公社へ提出する「完了報告書兼請求書」の写しを、支払の対象となる全ての工事について精算前に公社から徴し確認することとした。この方針に従い、平成22年度から「完了報告書兼請求書」を全て徴しており、必要な確認行為を行っている。</p>
教育庁	適切な修繕が行われたことを速やかに確認すべきもの	<p>都立学校教育部は、維持管理事務委託により、150万円以下の修繕工事を行っており、天窓の改修についても、150万円以下の金額のものは、維持管理委託により、平成20年度中に公社に修繕させている。</p> <p>しかしながら、部は、天窓の改修についても、他の修繕と同様に、修繕内容を報告させていないため、実際にどのような改善を行ったのか把握していない。</p> <p>部は、適切な修繕が行われたことを速やかに確認されたい。</p>	<p>平成21年度分については、維持管理事務委託先との協議に基づき完了報告書兼請求書の写しにより施工の完了を確認し精算を行った。</p> <p>平成22年度以降についても、同様に施工の完了を確認した後精算を行う旨を契約書に明文化し改善を図った。</p> <p>また、平成20年度分については、学校職員等の現認により確認を行った。</p>
教育庁	健康管理にかかる事務の委託方法を改めるべきもの	<p>都立学校教職員にかかる定期健康診断等は、協定により教職員互助会に委託している。福利厚生部が互助会に支払う委託料と、互助会が再委託先に支払う委託料との差額が互助会の事務費になっている。</p> <p>部は、健康管理にかかる事務を互助会に委託しているから、互助会に行わせる事務の内容を具体的に定め、その対価を互助会に支払うこと、互助会が健康診断委託業務を再委託するに当たっては、地方自治法の定めに基づいて、競争性と透明性を確保した契約事務手続きを行わせる上で、再委託料を実費で支払うことなど、実態に合った適正な契約を締結する必要がある。</p>	<p>平成22年度契約においては、</p> <p>互助会に行わせる事務の内容を具体的に仕様書に明記し、その対価を支払うこととした。</p> <p>再委託の際には、互助会が業者選定委員会を開催し、適正に契約事務手続きを行っていることを確認した。</p> <p>再委託先から互助会への請求書も提出させ、部で確認したうえで互助会に支出することとした。</p>

〔平成20年度決算審査（各会計歳入歳出）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	公有財産について <建物>	都営住宅 7,460.78㎡（都営住宅の集会所など）が登録漏れとなっている。	登録漏れとなっていた集会所、昇降機、自転車置き場について、平成21年11月末までに全て登録を完了した。

〔平成20年行政監査(庁舎の管理(安全対策と環境対策を中心として)について)〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	災害マニュアル等に従い必要な物品等を確保すべきもの	<p>福祉保健局が所管する各庁舎における、災害マニュアル等で定めている救出、救護用の資機材、非常用物品等の確保状況等について見たところ、不適切な事例が認められた。</p> <p>北療育医療センター城南分園では、懐中電灯等の防災用品を所定場所に整備、保管していない。</p>	<p>平成21年11月に備蓄倉庫としてプレハブ物置を敷地内の駐車場脇に設置し、防災用品を整備、保管するようにした。</p> <p>平成10年策定の当園「地震等防災の手引き」における現状にそぐわない部分については、平成22年3月、改訂版に、防災用品の保管場所は備蓄倉庫であることを記載するなどの見直しを行った。</p>
病院経営本部	什器・備品類の転倒・落下防止対策を検討すべきもの	<p>広尾病院、大塚病院、墨東病院、松沢病院に設置されている什器、備品類に対する固定・補強等の状況について見たところ、書庫、更衣箱、テレビ等に対して地震発生時の転倒・落下等を防止するための措置が不十分な例が認められた。</p>	<p>広尾、大塚、墨東及び松沢の各病院では、転倒・落下等の防止対策が必要な箇所について調査等を行い、順次、転倒・落下等の防止対策を施している。</p> <p>今後も、引き続き、転倒・落下等の防止対策に取り組んでいく。</p>

〔平成20年財政援助団体等監査〕

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	借上型都民住宅に係る公社の累積損失の改善について方策を検討すべきもの	<p>局は、特定優良賃貸住宅法に基づき、都民住宅制度を設け、民間活力を導入して、建設・管理を行ってきた。このうち、公社借上型都民住宅は、土地等の所有者が団地を建設し、これを東京都住宅供給公社が一棟ごと借り上げて居住者に賃貸している。</p> <p>公社借上型都民住宅の事業開始からの公社の損益を見ると、平成11年度以降事業損失を計上し続けており、平成19年度までに45億余円の累積損失となっている。</p> <p>これは、公社の一般賃貸住宅等と比較して、空き家が多いことが損失の一因で、空き家が多い一因としては、柔軟に契約家賃を設定できないことなど、制度上、空き家が発生しやすい仕組みとなっていることがあげられる。</p> <p>局は、空き家が多い原因を特定し、これまでの制度改善の効果を検証した上で、制度に起因する公社の累積損失を改善できるよう方策を検討されたい。</p>	<p>空き家が多い原因について 6ヶ月以上の空き家が1割以上の住宅について、空き家が多い原因（家賃が高い、設備が古い、立地が悪い）を特定した。</p> <p>家賃減額交渉について 高止まりする契約家賃の減額交渉を実施し、空き家率の減少を図っている。</p> <p>制度改善の効果について 入居促進制度等の空家解消策の活用により、平成21年度は約3億400万円の収入増が図られた。同様に、一部用途終了制度の活用により、平成21年度は約2億1000万円の費用削減が図られた。</p> <p>今後の収支について 上記の制度改善等により、収支が均衡するのは平成29年度頃になると見込まれ、平成34年度までの収支予想は、累積損失約28億8100万円となり、制度改善前（約72億2200万円）と比較すると約43億4000万円の改善が見込まれる。</p>
水道局 (東京水道サービス株式会社)	契約の競争性、透明性を確保する方策を検討すべきもの	<p>東京水道サービス株式会社は、水道局から受託している業務のうち一部については、業者へ再委託している。この再委託に係る契約状況について見たところ、多数の再委託契約で、特定の5業者（以下「特定会社」という。）が契約相手方となっている。</p> <p>この契約は、指名競争入札で行われているが、業者指名は、特定会社を選定している。</p> <p>また、落札した会社が委託業務のすべてを履行できない時は、他の4社にも落札単価で履行することに同意が得られれば、業務の一部を委託契約できるとしているため、結果として、業務委託案件ごとに特定会社すべてと契約を行っている状況となっている。</p> <p>しかしながら、契約案件のほとんどで予定価格と契約金額が同額となっていること、特定会社間の業務配分について、明確な基準がなく契約がなされていることが認められた。</p> <p>このように、競争性が働かない特定会社への再委託が続くことは、適切でない。</p>	<p>平成21年度、契約におけるインセンティブ導入、業務配分量などの稟議書による意思決定、指名基準の作成により、競争性、契約の透明性及び履行の確実性の確保に努めた。</p> <p>平成22年度は、より一層の透明性、競争性を発揮できる契約とするため、単価同調方式による契約方法から、地域ごとに案件を分割する方式に見直しを図り、契約1案件1落札者として、競争入札により落札者を決定した。</p>

〔平成18年行政監査（病院における収入管理について）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	システムダウン時の事前準備を行うべきもの	<p>都立病院情報システムダウン時対策基準では、「病院内情報システムダウン時対策委員会は、システムダウン時の各部門の対応を事前に検討し、システムダウンレベルごとに対応策を作成しておくとともに、システムダウン時の紙運用に必要となる物品の用意を各部門に指示する」と規定されているが、病院は対応策をマニュアルとして作成していない。</p> <p>本部は、システムダウン時における診療体制の確保に向けて、病院が作業マニュアルを作成し、定期的に訓練を実施するなど事前準備を十分に行えるよう適切に指導する必要がある。</p>	<p>広尾、大塚、駒込、墨東及び府中（現多摩総合医療センター）の各病院では、システムダウン時における診療体制の確保に向けて、システムダウン時訓練の実施、作業マニュアルの作成を完了させた。</p>